

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	127	1
○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）【附則第十五条関係】		
○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）【附則第十一条関係】		
○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）【附則第十七条関係】		
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）【附則第十八条関係】		
○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）【附則第十九条関係】		
○ 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）【附則第十九条関係】		
○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）【附則第十九条関係】		
○ 道路法施行法（昭和二十七年法律第二百八十一号）【附則第二十条関係】		
○ 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十一号）【附則第二十一条関係】		
○ 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）【附則第二十二条関係】		
○ 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）【附則第二十二条関係】		
○ 昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第八十四号）【附則第二十二条関係】		
○ 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）【附則第二十二条関係】		
○ 昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第五十一号）【附則第二十二条関係】		
○ 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十三年法律第五十二号）【附則第二十二条関係】		
○ 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成元年法律第四十二号）【附則第二十二条関係】		
○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）【附則第二十二条関係】		
○ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）【附則第二十二条関係】		
○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）【附則第二十三条関係】		
○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）【附則第二十四条関係】		
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）【附則第二十五条関係】		
○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）【附則第二十七条関係】		

- 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十二年法律第一号）【附則第二十八条関係】 156
- 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十五年法律第三号）【附則第二十九条関係】 157
- 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十六年法律第一号）【附則第三十条関係】 158
- 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十七年法律第二号）【附則第三十一条関係】 159
- 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和六十三年法律第三号）【附則第三十二条関係】 160
- 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）【附則第二十三条関係】 161
- 漁船再保険及漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（平成七年法律第七号）【附則第三十四条関係】 162
- 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第一百六十六号）【附則第三十五条関係】 163
- 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第一百号）【附則第三十六条関係】 164
- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）【附則第三十七条関係】 165
- 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）【附則第三十八条関係】 166
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）【附則第三十九条関係】 167
- 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）【附則第四十条関係】 168
- 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）【附則第四十一条関係】 169
- 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第二十号）【附則第四十二条関係】 170
- 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）【附則第四十三条関係】 171
- 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第九号）【附則第四十四条関係】 172
- 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十号）【附則第四十五条関係】 173

- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）【附則第四十六条関係】
- 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）【附則第四十七条関係】
- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）【附則第四十八条関係】
- 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）【附則第四十九条関係】

○ 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 (平成十九年法律第二十三号)

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	現 行
		目次	目次
	第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
	第一節 通則（第一条—第二条）	第一節 通則（第一条・第二条）	第一節 通則（第一条・第二条）
	第二節（略）	第二節（略）	第二節（略）
	第二章 各特別会計の目的、管理及び経理	第二章 各特別会計の目的、管理及び経理	第二章 各特別会計の目的、管理及び経理
	第一節（第九節）（略）	第一節（第九節）（略）	第一節（第九節）（略）
	第十節 削除	第十節 削除	第十節 削除
	第十一節（略）	第十一節（略）	第十一節（略）
	第十二節及び第十三節 削除	第十二節 削除	第十二節 削除
	第十四節・第十五節（略）	第十四節・第十五節（略）	第十四節・第十五節（略）
	第十六節 削除	第十六節 削除	第十六節 削除
	第十七節・第十八節（略）	第十七節・第十八節（略）	第十七節・第十八節（略）
第三章 附則	（略）	（略）	（略）
（基本理念）			

第一条の二 特別会計の設置、管理及び経理は、次に掲げる事項

(新設)

を基本理念として行われなければならない。

一 各特別会計について一般会計と区分して経理する必要性その他経理の区分の在り方につき不斷の見直しが行われ、その結果、存続の必要性がないと認められる場合には、一般会計への統合その他所要の法制上の措置が速やかに講じられること。

二 租税収入が特別会計の歳出の財源とされる場合においても、当該租税収入が一般会計の歳入とされた上で当該特別会計が必要とする金額が一般会計から繰り入れられることにより、国全体の財政状況を一般会計において総覽することが可能とされるとともに、財政資金の効率的な配分が最大限に確保されること。

三 各特別会計において経理される事務及び事業は、経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的かつ効率的に実施されること。

四 各特別会計において事務及び事業を実施するために必要な金額を超える額の資産を保有することとならないよう、剩余金の適切な処理その他所要の措置が講じられること。

五 特別会計の資産及び負債に関する状況その他の特別会計の財務に関する状況を示す情報が広く国民に公開されること。

(設置)

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

一〇九 (略)

十一 削除

(設置)

第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

一〇九 (略)

十一 農業共済再保険特別会計

			十一　（略）
		十二及び十三　削除	十二　削除
	十四・十五　（略）	十四・十五　（略）	十三　漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
	十六　削除	十六　社会資本整備事業特別会計	十四・十五　（略）
	十七・十八　（略）	十七・十八　（略）	十七・十八　（略）
2	（略）	2　（略）	（新設）
	（国債整理基金特別会計等への繰入れ）	（国債整理基金特別会計への繰入れ）	（国債整理基金特別会計への繰入れ）
第十七条	各特別会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。	第十七条	各特別会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
2	前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。	2	前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。
（一時借入金の借換え）		（一時借入金の借換え）	（一時借入金の借換え）
第二十六条	（略）	第二十六条　（略）	第二十六条　（略）
2	前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。	2	前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。
3	（略）	3　（略）	（略）
	（一時借入金の借換え等）		（一時借入金の借換え等）
第三十七条	（略）	第三十七条　（略）	第三十七条　（略）

2

前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3・4 (略)

第三節 国債整理基金特別会計

(歳入及び歳出)

第四十条 国債整理基金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イ・ロ (略)

ハ 第四十七条第三項の規定による組入金
ニ・ト (略)

二歳出

イ・ハ (略)
ニ・ホ (削る)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3・4 (略)

第三節 国債整理基金特別会計

(歳入及び歳出)

第四十条 国債整理基金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イ・ロ (略)
(新設)

ハ・ト (略)
ニ・ト (略)

二歳出

イ・ハ (略)
ニ・事務取扱費

ホ・ヘ

第四十七条 国債整理基金特別会計においては、翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として、借換国債を発行することができる。

2 前項の規定による借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3 別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。
(新設)

第四十七条 国債整理基金特別会計においては、翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として、借換国債を発行することができる。

2 前項の規定による借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。
前項の規定により国債整理基金に編入した借換国債の発行収入金は、編入した日の属する年度の翌年度の四月一日(同日が

、土曜日に当たるときはその翌々日とし、日曜日に当たるときはその翌日とする。)において、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

第四節 財政投融資特別会計

(財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六十八条 外貨債及び公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 財政融資資金勘定の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、財政投融資特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

第四節 財政投融資特別会計

(財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第六十八条 外貨債及び公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 財政融資資金勘定の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(新設)

第五節 外国為替資金特別会計

(歳入及び歳出)

第七十三条 外国為替資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ (略)
(削る)

第五節 外国為替資金特別会計

(歳入及び歳出)

第七十三条 外国為替資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

ロ 積立金から生ずる収入
イ (略)

口 本 (略)

二 (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第七十五条 (略)

2 第六条及び前項の規定により一般会計から繰入れをすることができる金額は、外国為替資金特別会計の歳入歳出の決算上不足を生ずると見込まれる場合における当該不足を生ずると見込まれる金額に相当する金額を限度とする。

(外国為替資金の運営)

第七十六条 (略)

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権を除く。）を銀行等（外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。）、外国にある外国銀行、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条に規定する外国証券業者（以下この節において「金融機関」という。）に対し預入し、若しくは貸し付け（貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。）、又は外国為替資金に属する現金（本邦現金（本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。）を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3・4 (略)

5 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権を除く。）を銀行等（外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。）、外国にある外国銀行、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条に規定する外国証券業者（以下この節において「金融機関」という。）に対し預入し、若しくは貸し付け（貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。）、又は外国為替資金に属する現金（本邦現金（本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。）を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

ハ 本 (略)

二 (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第七十五条 (略)

2 第六条及び前項の規定により一般会計から繰入れをすることができる金額は、外国為替資金特別会計の歳入歳出の決算上の不足を第八十条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合における当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度とする。

(外国為替資金の運営)

第七十六条 (略)

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権を除く。）を銀行等（外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。）及び外国にある外国銀行（以下この節において「金融機関」という。）に対して預入し、若しくは貸し付け（貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。）、又は外国為替資金に属する現金（本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。）を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3・4 (略)

5 (新設)

あると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、
、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十四号に規定する金融
指標等先物契約（外国において若しくは外貨をもつて支払が
行われるもの又は外国通貨の金融指標（金融商品取引法第二条
第二十五項に規定する金融指標をいう。）に係るものに限る。
）を締結することができる。

6 | 財務大臣は、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権
を除く。）について、信託会社若しくは金融機関の信託業務の
兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信
託し、又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取
引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者
に限る。）と同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任
契約を締結することにより、前各項の規定による運用を、これ
らの者に行わせることができる。

7 | 8 | (略)

9 | 外国為替資金は、一般会計からの繰入金及び第八十条の規定
による組入金をもつてこれに充てる。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第七十九条 外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権並び
に特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く
。以下この項及び次項において同じ。）の価額は、外国為替相
場（外国為替等のうち金銀地金以外のものについては外国為替
及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基
準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金銀地金につい
ては財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び次条にお

(新設)

5 | 6 | (略)

7 | 外国為替資金は、予算で定めるところにより、一般会計から
の繰入金をもつてこれに充てる。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第七十九条 外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権並び
に特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く
。以下この項及び次項において同じ。）の価額は、外国為替相
場（外国為替等のうち金銀地金以外のものについては外国為替
及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基
準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金銀地金につい
ては財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び次条にお

いて同じ。)に変更があつた場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2・3 (略)

(外国為替資金への組入れ)

第八十条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとする。

(削る)

(積立金)

第八十条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合には、前項の積立金から補足するものとする。

(融通証券等)

第八十二条 (略)

2 第十五条第四項又は第六項の規定にかかわらず、外国為替資金特別会計において、歳入不足のために一時借入金若しくは融通証券を償還し、又は繰替金を返還することができない場合は、その償還し、又は返還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをし、又は融通証券を発行することができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「借入金の」とあるのは、「第八十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の」とする。

3・4 (略)

項において同じ。)に変更があつた場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2・3 (略)

(積立金)

第八十二条 (略)

2 第十五条第四項又は第六項の規定にかかわらず、外国為替資金特別会計において、歳入不足のために一時借入金若しくは融通証券を償還し、又は繰替金を返還することができない場合は、その償還し、又は返還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをし、又は融通証券を発行することができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条中「借入金の」とあるのは、「第八十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の」とする。

3・4 (略)

5 外国為替資金特別会計においては、同会計の外国為替資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

5 外国為替資金特別会計においては、同会計の積立金及び外国為替資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(外国為替資金における一時借入金等)

第八十三条 (略)

2 前項及び第四項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

3 (略)

4 第一項の規定によるほか、外国為替資金に属する現金に不足がある場合には、外国為替資金特別会計の余裕金を繰り替えて使用することができる。

5 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに第三項の規定による繰替金は、一年内に償還し、又は返還しなければならない。

6 第四項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

第六節 エネルギー対策特別会計

(原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第九十三条 機構法第四十七条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特

(外国為替資金における一時借入金等)

第八十三条 (略)

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。

3 (略)

4 第一項の規定によるほか、外国為替資金に属する現金に不足がある場合には、外国為替資金特別会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

5 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに第三項及び前項の規定による繰替金は、一年内に償還し、又は返還しなければならない。

(新設)

第六節 エネルギー対策特別会計

(原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九十三条 機構法第四十七条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特

第九十三条 機構法第四十七条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特

別会計に繰り入れなければならない。

2 原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

(借入金対象経費等)

第九十四条 (略)

2 (略)

6 第二項及び前二項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用においては、第三条第二項第五号中「借り入れ及び」とあるのは「借り入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条第一項中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第九十五条 (略)

(略)

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

2 原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四

十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(新設)

(借入金対象経費等)

第九十四条 (略)

2 (略)

6 第二項及び前二項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用においては、第三条第二項第五号中「借り入れ及び」とあるのは「借り入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条第一項中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第九十五条 (略)

(略)

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

第七節 労働保険特別会計

(一時借入金の借換え等)

第一百七条 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3・4 (略)

第八節 年金特別会計

(勘定区分)

第百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子どものための手当勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

二 歳出

イ 国民年金事業の給付費（年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金（国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るもの）の支

第七節 労働保険特別会計

(一時借入金の借換え等)

第一百七条 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3・4 (略)

第八節 年金特別会計

(勘定区分)

第百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、福祉年金勘定、健康勘定、子どものための手当勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百十一条 (略)

2 国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

二 歳出

イ 国民年金事業の給付費（年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金（国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るもの）の支

給に要する費用を含み、基礎年金給付費を除く。第百十五

条において同じ。)

給に要する費用を含み、基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。第百十五条において同じ。)

口二 (略)

3 (削る)
（略）

4 (6) (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百十二条 第二条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（子どものための手当勘定に係るもの）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（子どものための手当勘定に係るもの）を除く。）を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 国民年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この節において「昭和六十年国民年金等改正法」

4 (3) (略)

一 嶸入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 附屬雑収入

二 嶌出
イ 福祉年金給付費
ロ 附屬諸費

5 (7) (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（福祉年金勘定及び子どものための手当勘定に係るもの）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（福祉年金勘定及び子どものための手当勘定に係るもの）を除く。）を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 国民年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この節において「昭和六十年国民年金等改正法」

という。）附則第三十四条第二項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下この節において「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）第一百二十条第二項第一号において同じ。）に規定する国民年金事業に要する費用で国庫が負担するものとする。

2
(略)

3|
3| 4
(略)

（他の勘定への繰入れ）

第百十四条
(略)

3 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用（当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。）第一百二十条第二項第四号において同じ。）に相当する金額は、基礎年金勘定から国民年金勘定に繰

という。）附則第三十四条第二項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下この節において「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項（第九号を除く。）（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）第一百二十条第二項第一号において同じ。）に規定する国民年金事業に要する費用で国庫が負担するものとする。

3| 2
(略)

4|
4| 5
(略)

（他の勘定への繰入れ）

第百十四条
(略)

3 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用（当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。）第一百二十条第二項第五号において同じ。）に相当する金額は、基礎年金勘定から国民年金勘定に繰

り入れるものとする。

4 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用（当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第百二十条第二項第五号において同じ。）に相当する金額は、基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

5 ⑨ （略）

（受入金等の過不足の調整）

第百二十条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 每会計年度一般会計から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定による国庫負担金の額に対し超過し、又は不足する場合

二 （略）

（削る）

り入れるものとする。

4 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用（当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第百二十条第二項第六号において同じ。）に相当する金額は、基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

5 ⑨ （略）

（受入金等の過不足の調整）

第百二十条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 每会計年度一般会計から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定による国庫負担金の額に対し超過し、又は不足する場合

二 （略）

三 每会計年度一般会計から福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

三〇六 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百二十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（子どものための手当勘定に係るもの）を添付しなければならない。

(一時借入金の借換え等)

第一百二十三条 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3・4 (略)

第九節 食料安定供給特別会計

(目的)

第一百二十四条 食料安定供給特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(削る)

四〇七 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百二十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（福祉年金勘定及び子どものための手当勘定に係るもの）を添付しなければならない。

(一時借入金の借換え等)

第一百二十三条 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3・4 (略)

第九節 食料安定供給特別会計

(目的)

第一百二十四条 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

21 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定により

政府が行う土地、立木、工作物その他の物件又は権利（所有権を除く。）（以下この節において「農地等」という。）の買収、売払い及び賃貸並びにこれらの附帯業務

二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

三

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措

置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項の規定による貸付け

3| 2|

（略）

この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 米穀等（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条第一項に規定する米穀等をいう。第一百二十七条第二項第一号口において同じ。）及び麦等（同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第一百二十七条第二項第一号口において同じ。）の輸入に係る納付金の受入れ

この節において「農業共済再保険事業等」とは、農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百三十四条の規定による再保険事業及び同法第一百四十二条の四の規定による保険事業をいう。

5 この節において「漁船再保険事業」とは、普通保険等再保険事業（漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二

4| 3|

（略）

この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 米穀等（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条第一項に規定する米穀等をいう。第一百二十七条第四項第一号口において同じ。）及び麦等（同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第一百二十七条第四項第一号口において同じ。）の輸入に係る納付金の受入れ

（新設）

条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再

保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。

。第百二十九条第四項第一号において同じ。) 及び同法第二条

第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

6 この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法

(昭和三十九年法律第百五十八号) 第二条に規定する漁業共済

保険事業をいう。

(勘定区分)

第一百二十六条 食料安定供給特別会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分する。

(新設)

第一百二十六条 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定に区分する。

(勘定区分)

第一百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

(歳入及び歳出)

- イ 農地等の売払代金及びその利子
- ロ 農地等の賃貸料
- ハ 第百二十四条第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還金
- ニ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第二項の規定による償還金
- ホ 調整勘定からの繰入金
- ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ　農地等の買収代金

ロ　農地法の規定による補償金

ハ　農地等の管理及び売払いその他の処分に要する費用

ニ　第百二十四条第二項第二号の財政上の措置に要する費用

（貸付金を含む。）

ホ　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別

措置法第十九条第一項の規定による都道府県に対する貸付

金

ト　業務勘定への繰入金

ト　調整勘定への繰入金

チ　附属諸費

2|

前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ホに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

（削る）

（歳入及び歳出）

第一百二十七条 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　食糧管理勘定からの繰入金

ロ　一般会計からの受入金
ハ　積立金からの受入金

一　歳入

イ　食糧管理勘定（米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。）からの繰入金

ロ　調整勘定からの繰入金
(新設)

3|

農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

二 積立金から生ずる収入
ホ・ヘ (略)

二 歳出

イ 第百二十四条第一項に規定する交付金
ロ (略)

ハ (削る)
(略)

2|

一 歳入

イ ハ (略)

ニ 一般会計からの繰入金

ホ 証券の発行収入金

ト 一時借入金の償換による収入金
(略)

二 歳出

イ ハ (略)

ト 証券の償還金及び利子

チ 一時借入金及び融通証券の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
(略)

3| 農業共済再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
する。

一 歳入

イ 農業共済再保険事業等の再保険料等（農業災害補償法第
百三十六条の再保険料及び同法第百四十二条の六の保険料

をいう。以下この節において同じ。）

二 歳出 (新設)
ハ (略)

二 歳出

イ 第百二十四条第二項に規定する交付金
ロ (略)

ハ 調整勘定への繰入金
(略)

4|

一 歳入

イ ハ (略)

ニ 調整勘定からの繰入金
(新設)

ホ (新設)

ト (略)

二 歳出

イ ハ (略)

ト 調整勘定への繰入金
(新設)

チ (新設)

リ (新設)

ト 調整勘定への繰入金
(新設)

升 (略)

8|

二 歳 出	ヘ ボ 二 歳 出	イ ハ ニ ハ ヘ ボ 一 歳 入	イ ハ ニ ハ ヘ ト ト ト	イ ハ ニ ハ ニ ハ ニ ハ ニ
附 屬 雜 收 入		漁 船 再 保 險 事 業 の 再 保 險 料	業 務 勘 定 へ の 繰 入 金	農 業 共 濟 再 保 險 事 業 等 の 再 保 險 金 等 (農 業 災 害 補 償 法 第 百 三 十七 条 の 再 保 險 金 及 び 同 法 第 百 四 十 一 条 の 七 の 保 險 金 を い う .以下 此 節 に お い て 同 じ 。)
		積 立 金 か ら 生 ず る 収 入	附 屬 諸 費	農 業 災 害 補 償 法 第 十 三 条 (同 法 第 十 三 条 の 六 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)の 規 定 に よ る 交 付 金 農 業 共 濟 再 保 險 事 業 等 の 再 保 險 料 等 の 還 付 金 借 入 金 の 償 還 金 及 び 利 子 一 時 借 入 金 の 利 子
		借 入 金		
		附 屬 雜 收 入		

(新設)

漁船再保険事業の再保険金

漁船損害等補償法第百四十条の規定による交付金

漁船再保険事業の再保険料の還付金

借入金の償還金及び利子

一時借入金の利子

業務勘定への繰入金

附属諸費

5|

漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

漁業共済保険事業の保険料

一般会計からの繰入金

積立金からの受入金

積立金から生ずる収入

借入金

附属雑収入

二歳出

漁業共済保険事業の保険金

漁業災害補償法第百九十六条第二項の規定による交付金

漁業共済保険事業の保険料の還付金

借入金の償還金及び利子

一時借入金の利子

業務勘定への繰入金

附属諸費

一歳入 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

5| 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

(新設)

イ 農業経営安定勘定からの繰入金

イ 農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定及び食糧管理勘定（以下この節において「他勘定」という。）からの繰入金

（新設）

（新設）

（新設）

（略）

食糧管理勘定からの繰入金

農業共済再保険勘定からの繰入金

漁船再保険勘定からの繰入金

漁業共済保険勘定からの繰入金

（略）

二歳出

イ 農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために

行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費

（略）

二歳出

6
一歳入
二歳出
イ 調整勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

イ 一般会計からの繰入金

イ 他勘定からの繰入金

イ 証券の発行収入金

イ 一時借入金の借換えによる収入金

二歳出
イ 附属雑収入

イ 証券の償還金及び利子

イ 一時借入金及び融通証券の利子

イ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

イ 他勘定への繰入金

ホ 二歳出
イ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百二十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類（第三号及び第四号）に掲げる書類については、農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一〇四 （略）

（削る）
（削る）

（一般会計からの繰入対象経費）

第一百二十九条 農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農業経営安定事業に要する経費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。

2 食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、調整資金に充てるために要する経費とする。

3 農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

1 農業共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの
2 農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの
漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百二十九条 第三百第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類（第五号及び第六号）に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一〇四 （略）

五 前々年度の農地等の売払い及び買収に関する実績表
六 前年度及び当該年度の農地等の売払い及び買収に関する計画表

（一般会計からの繰入対象経費）

第一百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第一百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け及び同項第三号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要する経費とする。

- 一 普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第一百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの
- 二 漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの
- 三 漁船損害等補償法第二百四十二条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの
- 5| 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第二百九十五条第一項及び第二百九十五条の二第一項の規定により国が補助するもの
- 二 漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

(他の勘定への繰入れ)

- 第百三十条 第百二十四条第二項に規定する交付金の財源に充てるため、予算で定める金額を、毎会計年度、食糧管理勘定から農業経営安定勘定に繰り入れるものとする。
- 2 業務勘定における経費の財源に充てるために必要な額に相当する金額は、毎会計年度、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

(他の勘定への繰入れ)

- 第百三十条 第百二十四条第三項に規定する交付金の財源に充てるため、予算で定める金額を、毎会計年度、食糧管理勘定から農業経営安定勘定に繰り入れるものとする。
- 2 業務勘定における経費の財源に充てるために必要な額に相当する金額は、毎会計年度、他勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

(削る)

(削る)

- 3 調整勘定から他勘定へ繰り入れられた繰入金の返還金又は調整勘定における経費の財源に相当する金額は、毎会計年度、他勘定から調整勘定に繰り入れるものとする。
- 4 他勘定における経費の財源又は調整勘定における経費の財源として他勘定から繰り入れられた繰入金の返還金に相当する金

額は、毎会計年度、調整勘定から他勘定に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第一百三十二条 業務勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、政令で定めるところにより、食糧管理勘定に移して整理しなければならない。

2 前項の規定による整理を行った後、食糧管理勘定に利益又は損失が生じた場合には、その利益の額を、調整資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として、調整資金を減額して整理することができる。

(調整資金)

第一百三十三条 食糧管理勘定に調整資金を置き、一般会計からの繰入金のうち調整資金に充てるために要する経費に相当する金額及び前条第二項の規定による組入金に相当する金額をもつてこれに充てる。

(積立金)

第一百三十四条 農業経営安定勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剩余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

(利益及び損失の処理)

第一百三十二条 食糧管理勘定及び業務勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、政令で定めるところにより、調整勘定に移して整理しなければならない。

2 前項の規定による整理を行った後、調整勘定に利益又は損失が生じた場合には、その利益の額を、調整資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として、調整資金を減額して整理することができる。

(調整資金)

第一百三十三条 調整勘定に調整資金を置き、一般会計からの繰入金のうち調整資金に充てるために要する経費に相当する金額及び前条第二項の規定による組入金に相当する金額をもつてこれに充てる。

(農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定における剩余金の処理)

第一百三十四条 農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「これを当該特別会計」とあるのは、「これを調整勘定」とする。

- 一 農業経営安定勘定 第百二十四条第二項に規定する交付金
- 二 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子
- 三 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子
- 四 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子
- 2 農業経営安定勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。
- 3 第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるために必要がある場合には、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類については、農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一・二 （略）
(削る)

(証券等)

第一百三十六条 食糧管理勘定において、主要食糧及び輸入飼料の

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類（第三号に掲げる書類については、農業経営基盤強化勘定に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 当該年度の農地等の売払い及び買収に関する実績表

(証券)

第一百三十六条 調整勘定において、主要食糧及び輸入飼料の買入

買入代金の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができ
る。この場合における証券の限度額については、予算をもつて
、国会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項

第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三
条第二項第五号中「借入れ及び」とあるのは「借入れ及び償還
並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六
条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七
条第一項中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証
券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還
金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融
通証券」とする。

3 |

農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定
における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応
じ、当該各号に定める経費とする。

- 一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等
及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費
- 二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料
の還付金に充てるために必要な経費
- 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料
の還付金に充てるために必要な経費

4 |

第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることがで
きる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に
定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の
規定は、適用しない。

代金の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担
において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。
この場合における証券の限度額については、予算をもつて、国
会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項

第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三
条第二項第五号中「借入れ及び」とあるのは「借入れ及び償還
並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六
条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七
条中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利
子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び
利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証
券」とする。

(新設)

(新設)

- 一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもつて当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額
- 二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険料をもつて当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額
- 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもつて当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

(融通証券等)

第一百三十七条 食糧管理勘定においては、融通証券を発行するこ

とができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、食糧管理勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

4 第二項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

5 農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定においては、これらの勘定に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、第十五条第五項後段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、財務大臣の承認を要しない。

(融通証券等)

第一百三十七条 調整勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、調整勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

4 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

5 食料安定供給特別会計においては、同会計に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、第十五条第五項後段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、財務大臣の承認を要しない。

農業経営安定勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第十節 削除

第一百三十八条から第一百四十九条まで 削除

第十節 農業共済再保険特別会計 (目的)

第一百三十八条 農業共済再保険特別会計は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百三十四条の規定による再保險事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再保険事業等 農業災害補償法第百三十四条の規定による再保險事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業をいう。
- 二 農作物共済 農業災害補償法第八十三条第一項第一号の農作物共済をいう。
- 三 家畜共済 農業災害補償法第八十三条第一項第三号の家畜共済をいう。
- 四 果樹共済 農業災害補償法第八十三条第一項第四号の果樹共済をいう。
- 五 畑作物共済 農業災害補償法第八十三条第一項第五号の畠作物共済をいう。
- 六 園芸施設共済 農業災害補償法第八十三条第一項第六号の園芸施設共済をいう。
- 七 農作物共済等再保険事業等 農作物共済及び畠作物共済に

関する再保険事業等をいう。

八 家畜共済再保険事業等 家畜共済に関する再保険事業等をいう。

九 果樹共済再保険事業等 果樹共済に関する再保険事業等をいう。

十 園芸施設共済再保険事業等 園芸施設共済に関する再保険事業等をいう。

十一 再保険料等 農業災害補償法第百三十六条の再保険料及び同法第百四十二条の六の保険料をいう。

十二 再保険金等 農業災害補償法第百三十七条の再保険金及び同法第百四十二条の七の保険金をいう。

(管理)

第一百三十九条 農業共済再保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第一百四十条 農業共済再保険特別会計は、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百四十二条 再保険金支払基金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

口 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定からの
繰入金

ハ イ及び口に掲げる繰入金の運用により生ずる収入

二 嶸出
ニ 附屬雑収入

イ 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定への
入金

口 附屬諸費

一 嶸入
農業勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

イ 農作物共済等再保険事業等の再保険料等

口 一般会計からの繰入金

ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附屬雑収入

二 嶸出

イ 農作物共済等再保険事業等の再保険金等

口 農業災害補償法第十三条（同法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定による交付金

ハ 農作物共済等再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ ハ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 附屬諸費

家畜勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 嶸入

家畜勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

3 |

イ	家畜共済再保険事業等の再保険料等	二 歳出	イ	家畜共済再保険事業等の再保険金等	二 歳入	イ
ロ	一般会計からの繰入金	ヘ 附属雜収入	ロ	農業災害補償法第十三条の六において準用する同法第十 三条の規定による交付金	ヘ 附属諸費	ロ
ハ	再保険金支払基金勘定からの繰入金		ハ	家畜共済再保険事業等の再保険料等の還付金		ハ
ニ	積立金から生ずる収入		ニ	借入金の償還金及び利子		ニ
ホ	借入金		ホ	一時借入金の利子		ホ
ヘ 附属雜収入		一 歳入	ヘ 附属諸費	果樹勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	一 歳入	4
二 歳出						
イ	果樹共済再保険事業等の再保険料等					
ロ	一般会計からの繰入金					
ハ	再保険金支払基金勘定からの繰入金					
ニ	積立金から生ずる収入					
ホ	借入金					
ヘ 附属雜収入						
二 歳出						
イ	果樹共済再保険事業等の再保険金等					
ロ	農業災害補償法第十三条の六において準用する同法第十 三条の規定による交付金					

5
ハ 果樹共済再保険事業等の再保険料等の還付金
ニ 借入金の償還金及び利子
ホ 一時借入金の利子
ヘ 附属諸費

園芸施設勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

イ 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等
ロ 一般会計からの繰入金
ハ 再保険金支払基金勘定からの繰入金
ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金
ヘ 附属諸費

二歳出

イ 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等

ロ 農業災害補償法第十三条の六において準用する同法第十

三条の規定による交付金
ハ 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等の還付金
ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 附属諸費

6
イ 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一歳入
二歳出

イ 一般会計からの繰入金
ロ 附属諸費

イ 一般会計からの繰入金
ロ 附属諸費

イ 農作物共済等再保険事業等、家畜共済再保険事業等、果

樹共済再保険事業等及び園芸施設共済再保険事業等の業務

取扱費

口 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百四十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、農業共済再保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百四十三条 再保険金支払基金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済及び畑作物共済、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に関する異常災害の発生に伴う農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定における再保険金等の支払財源の不足に充てるための財源として必要な経費とする。

2 農業勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済等再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の四の規定により国庫が負担するものとする。

3 家畜勘定における一般会計からの繰入対象経費は、家畜共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の二の規定により国庫が負担するものとする。

4

果樹勘定における一般会計からの繰入対象経費は、果樹共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の三の規定により国庫が負担するものとする。

5

園芸施設勘定における一般会計からの繰入対象経費は、園芸施設共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十三条の五の規定により国庫が負担するものとする。

6

業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農作物共済等再保険事業等、家畜共済再保険事業等、果樹共済再保険事業等及び園芸施設共済再保険事業等の業務取扱費で国庫が負担するものとする。

(再保険金支払基金勘定から他の勘定への繰入れ)

第一百四十四条 異常災害の発生に伴い、農作物共済及び畑作物共済、家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の再保険金等の支払財源の不足に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、再保険金支払基金勘定から、それぞれ農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に繰り入れることができるものとする。

(農業勘定等から再保険金支払基金勘定への繰入れ)

第一百四十五条 農業勘定において、当該年度までに再保険金支払基金勘定から繰入金を受け入れた場合には、当該受入金の合計額に相当する金額（前年度までに農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額があるときは、その繰り入れた金額の合計額を控除した金額に相当する金額）に達するまでの金額を、毎会計年度の決算において、同勘定に繰り入れるものとする。

2) 前項の場合において、農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額が当該年度までの同勘定からの繰入金の合計額に相当する金額（前年度までに農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れた金額があるときは、その合計額を控除した金額に相当する金額）に達しないときは、その差額に相当する金額に達するまでの金額を、農業勘定の積立金（当該年度の決算上次条第二項の規定により補足すべき金額があるときは、その金額を補足した後の積立金）から再保険金支払基金勘定に繰り入れるものとする。

3) 前二項の規定は、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定について準用する。

(積立金)

第一百四十六条 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剩余金から前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により再保険金支払基金勘定に繰り入れる金額を控除した金額のうち、当該各号に定めるものに充てするために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

- 一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子
- 二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子
四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

2 農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百四十七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、農業共済再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（再保険金支払基金勘定及び業務勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第一百四十八条 農業共済再保険特別会計における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- 一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費
- 二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費
- 三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることがで
きる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に
定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の
規定は、適用しない。

一 農業勘定 農作物共済等再保険事業等の再保険料等をもつ
て当該年度における農作物共済等再保険事業等の再保険金等
及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二 家畜勘定 家畜共済再保険事業等の再保険料等をもつて当
該年度における家畜共済再保険事業等の再保険金等及び再保
険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

三 果樹勘定 果樹共済再保険事業等の再保険料等をもつて当
該年度における果樹共済再保険事業等の再保険金等及び再保
険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

四 園芸施設勘定 園芸施設共済再保険事業等の再保険料等を
もつて当該年度における園芸施設共済再保険事業等の再保
険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

(再保険金支払基金勘定に属する現金等の繰替使用)

第一百四十九条 農業共済再保険特別会計においては、次の各号に
掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める現金を繰り替えて
使用することができる。

一 農業勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び農業勘
定の積立金に属する現金

二 家畜勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び家畜勘

定の積立金に属する現金

三 果樹勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び果樹勘定の積立金に属する現金

四 園芸施設勘定 再保険金支払基金勘定に属する現金及び園芸施設勘定の積立金に属する現金

第十二節及び第十三節 削除

第一百五十八条から第一百八十二条まで 削除

第十二節 削除

第一百五十八条から第一百七十二条まで 削除

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
(目的)

第一百七十二条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を明確にすることを目的とする。

- 2 この節において「普通保険等再保険事業」とは、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。
- 3 この節において「特殊保険再保険事業」とは、漁船損害等補償法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。
- 4 この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。

（管理）

第百七十三条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第一百七十四条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計は、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百七十五条 漁船普通保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 岁入

イ 普通保険等再保険事業の再保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金から生ずる収入

ニ 借入金

ホ 附属雑収入

二 岁出

イ 普通保険等再保険事業の再保険金

ロ 漁船損害等補償法第一百四十条の規定による交付金

ハ 普通保険等再保険事業の再保険料の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 附属諸費

2 る。 漁船特殊保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一
歳入

特殊保険再保険事業の再保険料
積立金から生ずる収入

借入金
附属雑収入

二
歳出

特殊保険再保険事業の再保険金
特殊保険再保険事業の再保険料の還付金
借入金の償還金及び利子

一時借入金の利子

附属諸費

3|

漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとす

一
歳入

漁業共済保険事業の保険料

一般会計からの繰入金

積立金から生ずる収入

借入金

附属雑収入

二
歳出

漁業共済保険事業の保険金

漁業災害補償法第百九十六条第二項の規定による交付金

漁業共済保険事業の保険料の還付金

借入金の償還金及び利子

一時借入金の利子

附属諸費

一
歳入

二
歳出

3|

漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとす

業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 附属雑収入

二 歳出

イ 普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業の業務取扱費

ロ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百七十六条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書（業務勘定に係るものを除く。）並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書（同勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百七十七条 漁船普通保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するものとする。

2 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第一項の規定により国が補助するものとする。

業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁業共済保険事業の業務取扱費で国庫が負担するもの
- 二 漁船損害等補償法第百四十二条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの

(積立金)

第一百七十八条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

- 一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子
 - 二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子
 - 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子
- 2) 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

第一百七十九条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書（業務勘定に係るものを除く。）を添付しなければならない。

（借入金対象経費）

第一百八十条 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- 一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費
 - 二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費
 - 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費
- 2 | 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることがで
きる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に
定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の
規定は、適用しない。
- 一 漁船普通保険勘定 普通保険等再保険事業の再保険料をも
つて当該年度における普通保険等再保険事業の再保険金及び
再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額
 - 二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の再保険料をもつ
て当該年度における特殊保険再保険事業の再保険金及び再保
険料の還付金を支弁するのに不足する金額
 - 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもつて当

該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付
金を支弁するのに不足する金額

(積立金の繰替使用)

第百八十二条 漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁業共
済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそ
れぞれ繰り替えて使用することができる。

第十四節 貿易再保険特別会計

(融通証券等)

第一百九十二条 (略)

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、貿易再保険特別会計に
おいて、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還する
ことができない場合には、その償還することができない金額を
限り、同会計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証
券の発行をすることができる。この場合における第十七条の規
定の適用については、同条第一項中「借入金の」とあるのは、「
〔借入金、第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借
入金及び発行した融通証券の〕とする。

3・4 (略)

(融通証券等)

第一百九十二条 (略)

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、貿易再保険特別会計に
おいて、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還する
ことができない場合には、その償還することができない金額を
限り、同会計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証
券の発行をすることができる。この場合における第十七条の規
定の適用については、同条中「借入金の」とあるのは、「
〔借入金、第百九十二条第二項の規定により借り換えた一時借
入金及び発行した融通証券の〕とする。

3・4 (略)

第十五節 特許特別会計

(一時借入金の借換え)

第一百九十七条 (略)

第十五節 特許特別会計

(一時借入金の借換え)

第一百九十七条 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 (略)

第十六節 削除

第一百八十八条から第二百九条まで 削除

(目的)

2 この節において「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この節において「災害復旧事業」という。）並びに災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの及び地震による地盤の変動のために必要を生じた河川に関する政令で定める事業をいう。以下この節において同じ。）を除く

第十六節 社会資本整備事業特別会計

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 (略)

一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に

する規定が準用される河川を含む。) に関する事業 (第四号に該当するもの及び独立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第一百八十二号) 第十二条第一項第一号若しくは第二号又は附則第四条第一項に規定する業務に該当するもの (治水関係災害復旧事業関係事業を除く。以下この節において「水資源開発等事業」という。) を除く。)

二 砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法 (昭和三十三年法律第三十号) 第五十一
条第一項第一号若しくは第三号口に規定する地すべり地域又
はぼた山に関して同法第三条若しくは第四条の規定によつて
指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域におけ
る地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法 (昭和三十二年法律第三十五号) 第二条
第一項 (沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) 第
百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。) に
規定する多目的ダムの建設工事 (以下この節において「多目
的ダム建設工事」という。) に関する事業

3 | この節において「道路整備事業」とは、道路法 (昭和二十七
年法律第一百八十号) 第三条第一号若しくは第二号の高速自動車
国道若しくは一般国道又は主要な同条第三号若しくは第四号の
都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものの新設、
改築、維持及び修繕 (以下この節において「道路の整備」とい
う。) に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に關
する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交
付及び資金の貸付けをいう。

この節において「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設（以下この節において「港湾施設」という。）の建設又は改良の事業（災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う事業その他の政令で定める事業を除く。）及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆（たい）積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うもの（以下この節において「港湾施設の建設等」という。）であつて、国土交通大臣が施行するもの

二 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

三 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

5 | この節において「空港整備事業」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この節において「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

6 | この節において「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資

金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条の規定による国の貸付けをいう。

7

第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 治水事業に密接な関連のある工事その他治水のために特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この節において「治水関係受託工事」という。）

二 第二項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る治水関係災害復旧事業等（災害復旧事業及び災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものをいう。以下この号において同じ。）、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法第二条第二項に規定する港湾区域（以下この節において「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下この節において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この節において「公告水域」という。）に係る海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域（以下この節において「海岸保全区域」という。）内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行する

もの及びこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（治水関係災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務

三 第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金の交付及び同項第一号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 水資源開発等事業であつて、独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付

五 第二項各号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）及び水資源開発等事業（以下この節において「治水関係事業」という。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七号）第七十二条第一項の規定による無利子の貸付け

六 道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであつて、道路法第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するもののうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が施行するもの（以下この節において「道路関係附帯工事」という。）及び国が委託に基づき

施行するもの（以下この節において「道路関係受託工事」という。）

七　港湾整備事業に密接な関連のある工事その他港湾の整備のために特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この節において「港湾関係受託工事」という。）

八　一般会計所属港湾関係工事（港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。次号において同じ。）の新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの（次号に規定する東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事を除く。）並びにこれら工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下この節において同じ。）の管理。

八の二　東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事（港湾施設の災害復旧に関する工事、第四項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもののうち第二百二十二条第二項に規定する復興事業に係るもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下の節において同じ。）の管理。

九　港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

-
- 十 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付
- 十一 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠（ふ）頭の建設又は改良の事業に係る貸付け
- 十二 港湾法第五十五条の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
- 十三 港湾法第五十五条の八第一項の規定による埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
- 十四 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
- 十五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
- 十六 削除
- 十七 國土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第百二十五号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この節において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営
- 十八 航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安

施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下この節において「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うもの

十九 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの（以下この節において「空港関係工事」という。）

ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この節において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの（以下この節において「空港関係受託業務」という。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所（国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所で空港に所在するものをいう。以下この節において同じ。）の所掌する事務（以下この節において「地方航空局事務所所掌事務」という。）

（管理）

第一百九十九条 社会資本整備事業特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第二百条 社会資本整備事業特別会計は、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定及び業務勘定に区分する。

（歳入及び歳出）
第二百一条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 嶽入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金
ハ 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条

第一項、砂防法第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条、沖縄振興特別措置法第一百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二号）第十条第四項、第十四条第四項若しくは第十五条第四項の規定による負担金で治水事業に係るもの

ニ 第百九十八条第七項第四号に規定する事業に係る独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による負担金及び同法第二十四条第二項の規定による納付金

ホ 河川法第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、特定多目的ダム法第七条第一項若しくは第九条第一項、砂防法第十六条又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金及び第百九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災

害復旧事業関係事業を除く。) に係る公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第五条の規定による負担金

ヘ 治水関係受託工事に係る納付金

ト 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金の償還金

チ 附属雑収入

二歳出

イ 治水事業及び治水関係受託工事に要する費用（これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 第百九十八条第七項第三号に規定する事業に係る国の負担金、補助金及び交付金

ハ 第百九十八条第七項第四号に規定する事業に係る国の交付金

ニ 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金

ホ 一般会計への繰入金

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 特定多目的ダム法第十二条の規定による還付金

チ 附属諸費用

道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入
イ 一般会計からの繰入金

21

八 口 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

八 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項若しくは第四項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二条第一項若しくは第三項、沖縄振興特別措置法第百六条第五項又は福島復興再生特別措置法第十二条第四項の規定による負担金

二 道路法第三十一条第五項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による負担金

ホ 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

ヘ 道路関係受託工事に係る納付金

ト 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十二条第一項若しく

は第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道

路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法

第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸

付金の償還金

チ 道路整備事業に係る出資に対する配当金

リ この勘定に所属する株式の処分による収入

ヌ 附属雑収入

二歳出

イ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用（これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 一般会計への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ニ 附属諸費

港湾勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ハ 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する

法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条、企業合理化促進法第八条第四項、公害防止事業費事業者負担法又は福島復興再生特別措置法第十一条第三項の規定による負担金で港湾整備事業に係るもの

ニ 港湾関係受託工事に係る納付金

ホ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金の償還金

ヘ 附屬雑収入
二歳出

イ 港湾整備事業及び港湾関係受託工事に要する費用（これららの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金

ハ 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金

ニ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一

項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付金

ホ 一般会計への繰入金
ト ヘ 業務勘定への繰入金
ト 附属諸費

4
一
歳
入

空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

イ 国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入
ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は附則第三条第一項の規定による負担金

金

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ ハ 借入金

ト ヘ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金
ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条

中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二

項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金

チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金

リ 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）

ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入

ル 附屬雑収入

二歳出

イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事にする費用（これらに係る工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所掌事務にする費用

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 一般会計への繰入金

ト 業務勘定への繰入金

附屬諸費

業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一歳入
イ 治水勘定からの繰入金

51

事に関する事務費を除く。以下この節において同じ。）

二 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に係る工事の業務取扱いに関する諸費（国が北海道又は沖縄県で行う工事に関する事務費については、地方航空局の事務所に係るものに限る。以下この節において同じ。）

本 都市開発資金の貸付けの業務取扱いに関する諸費へ社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用ト 都市開発資金の貸付けに係る貸付金

チ 借入金の償還金及び利子

リ 一時借入金の利子

ヌ 附属諸費

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第二百二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、社会資本整備事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類（第三号及び第四号に掲げる書類について、業務勘定に係るものと除く。）を添付しなければならない。

一 前々年度の都市開発資金の貸付けに係る貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の都市開発資金の貸付けに係る予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前々年度の事業実績表

四 前年度及び当該年度の事業計画表

（一般会計からの繰入対象経費）

第二百三条 治水勘定における一般会計からの繰入対象経費は、治水事業に要する費用で国が負担するもの、第一百九十八条第七項第一号に掲げる事業若しくは工事又は管理に要する事務費、同項第二号に掲げる事業に係る負担金、補助金及び交付金、同項第四号に掲げる事業に係る交付金で国が負担するもの並びに第二百一条第一項第二号ニに規定する貸付金に要する費用とする。

- 2| 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとする。
 - 3| 港湾勘定における一般会計からの繰入対象経費は、港湾整備事業に要する費用で国が負担するものとする。
工事に要する費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に要する事務費、港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項の規定による貸付けに要する費用とする。
 - 4| 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。
 - 5| 業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、都市開発資金の貸付けに要する費用とする。
- (他の勘定への繰入れ)

第二百四条 治水事業及び治水関係受託工事の業務取扱いに関する

諸費並びに第百九十八条第七項第二号に掲げる事業若しくは工事又は管理に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、治水勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

2 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事の業務取扱いに関する諸費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、道路整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

3 港湾整備事業及び港湾関係受託工事の業務取扱いに関する諸費、一般会計所属港湾関係工事に関する事務費並びに東日本大震災復興特別会計所属港湾関係工事に関する事務費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、港湾勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

4 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に係る工事の業務取扱いに関する諸費の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、空港整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用の額に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は空港整備勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

(一般会計への繰入れ)

第二百五条 治水関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当

する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

2 道路関係附帯工事に係る国以外の者の負担金及び道路関係受託工事に係る納付金のうち、これらの工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、道路整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

3 港湾関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 空港関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、空港整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(利益及び損失の処理)

第二百六条 業務勘定（都市開発資金の貸付けに係るものに限る。）において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第二百七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、社会資本整備事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の都市開発資金の貸付けに係る貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度の事業実績表（業務勘定に係るも

のを除く。) を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第二百八条 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

2 業務勘定における借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る貸付金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するために要する費用とする。

(多目的ダム建設工事等及び特定港湾施設工事等に係る整理)

第二百九条 治水勘定においては、多目的ダム建設工事及びこれと密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この節において「多目的ダム建設工事等」という。)に係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他行政令で定める区分(以下この節において「多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分」という。)に従つて整理しなければならない。

2 港湾勘定においては、特定港湾施設工事等に係る歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他行政令で定める区分(以下この節において「特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分」という。)に従つて整理しなければならない。

3 この条において「特定港湾施設工事等」とは、次に掲げる工事又は事業をいう。

一 特定港湾施設整備特別措置法第二条に規定する特定港湾施設工事

-
- 二　企業合理化促進法第八条第四項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する港湾工事
- 三　公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業で国土交通大臣が施行する港湾工事
- 四　港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて国土交通大臣が施行する開発保全航路に関する工事
- 五　前各号の工事に関連して国土交通大臣が施行する港湾整備事業で政令で定めるもの
- 六　前各号の工事又は事業に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの
- 4| 第三条第二項第一号から第五号まで及び第二百二条に規定する書類（当該年度の事業計画表を除く。）のうち多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。
- 5| 第二百三条第一項又は第三項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 6| 第二百四条第一項又は第三項の規定により治水勘定又は港湾勘定から業務勘定に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事

等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

7 | 第二百五条第一項又は第三項の規定により治水勘定又は港湾勘定から一般会計に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

8 | 社会資本整備事業特別会計の国庫債務負担行為のうち、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

9 | 多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等の予算で、その項又は目がそれぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

10 | 多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

11

多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金を加算した額）を超えてはならない。

12

第八条第一項の規定により剩余金の処理を行う場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

13

第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

14

第四項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び第二百七条に規定する書類のうち多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについて準用する。

15

第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

16

第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合には、多目的ダム建設工事等又は特定港湾施設工事等に係るものについては、それぞれ多目的

ダム建設工事等に係る工事別等の区分又は特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

第十八節 東日本大震災復興特別会計

第十八節 東日本大震災復興特別会計

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

イ(二) (略)

ホ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）、第十六条若しくは第十七条、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の五第一項、第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、第四十三条の九第二項において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条

(歳入及び歳出)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 (略)

イ(二) (略)

ホ 砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二条第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一

第四項、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十一
条第五項、第四十九条、第五十条第一項、第二項若しくは
第四項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五
十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項、第六十
一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法（昭和三十
一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、
海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二十六条第一項若
しくは第二項、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三
十五号）第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三条
、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二
十条第一項、第二十条の二若しくは第二十一条第一項、地
下鉄等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条
第一項から第三項まで、特定港湾施設整備特別措置法（昭
和三十四年法律第六十七号）第四条、共同溝の整備等に關
する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十条
第一項、第二十二条第一項若しくは第二十二条第一項、河川法（
昭和三十九年法律第一百六十七号）第五十九条、第六十条第
一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで
、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、交通安全
施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第
四十五号）第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法（
昭和四十五年法律第百三十三号）第五条、水道原水水質保
全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）
第十四条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法
(平成七年法律第三十九号) 第七条第一項（同法第八条第
三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、

第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に
関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条
第一項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律
第一百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措
置法第九条第四項、第十三条第四項若しくは第十六条第五
項の規定による負担金で復興事業に係るもの

第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三項、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百六条第五項、第一百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第一百八条第四項、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十四条第二項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第一百二十二号）第五十六条第八項又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第号）第九条第四項、第十条第四項、第十一条第三項、第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第四項、第十五条第四項若しくは第十六条第五項の規定による負担金で復興事業に係るもの

ハ　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　復興債（復興財源確保法第七十条に規定する復興債をいい、当該復興債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項）の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借

ハ　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　復興債（復興財源確保法第七十条に規定する復興債をいい、当該復興債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項）の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借

換国債を含む。第二百二十九条第一項において同じ。)を含む。二及び同項において同じ。)の償還金及び利子

ニシチ (略)

(他の特別会計への繰入れ)

第二百二十九条 (略)

2 復興債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならぬ。

(一時借入金の借換え)

第二百三十三条 (略)

2 前項の規定による借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 (略)

附 則

(交付税特別会計における交通安全対策特別交付金の経理等)

第二条 (略)

(略)

3 2 前項の場合において、交付税特別会計の管理に関する事務は政令で定めるところにより、交付税特別会計全体の計算整理

を含む。第二百二十九条第二項において同じ。)を含む。

二及び同項において同じ。)の償還金及び利子

ニシチ (略)

(他の特別会計への繰入れ)

第二百二十九条 (略)

2 復興債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一時借入金の借換え)

第二百三十三条 (略)

2 前項の規定による借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 (略)

附 則

(交付税特別会計における交通安全対策特別交付金の経理等)

第二条 (略)

(略)

3 2 前項の場合において、交付税特別会計の管理に関する事務は政令で定めるところにより、交付税特別会計全体の計算整理

に関するものについては総務大臣が、その他のもについては所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

(削る)

第三条 削除

に関するものについては総務大臣が、その他のもについてはその他のもののうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては総務大臣及び財務大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び総務大臣が行うものとする。

4 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税特別会計において行う場合においては、交付税特別会計は、交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定に区分する。

5 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税特別会計において行う場合における第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、これらの規定中「交付税特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする。

(交通安全対策特別交付金勘定の歳入及び歳出)

第三条 交通安全対策特別交付金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 道路交通法第百二十八条第一項（同法第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金及び同法第百二十九条第一項の規定により納付された反則金に相当する金額（次号ニにおいて「反則金等」という。）の収入

二 歳出

ロ 附属雑収入

イ 道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金

ロ 道路交通法第百二十九条第四項の規定による返還金
ハ 道路交通法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する

支出金
ニ 過誤納に係る反則金等の返還金

ホ 附屬諸費

交通安全対策特別交付金勘定については、第十五条及び第二十七条の規定は、適用しない。

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例)

第四条 交付税特別会計において、平成二十四年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するためには、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度にあつては三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十五年度から平成三十三年度までの各年度にあつては三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

2 表
(略)

イ 道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金

ロ 道路交通法第百二十九条第四項の規定による返還金
ハ 道路交通法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する

支出金
ニ 過誤納に係る反則金等の返還金

ホ 附屬諸費

交通安全対策特別交付金勘定については、第十五条及び第二十七条の規定は、適用しない。

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例)

第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十四年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するためには、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十四年度にあつては三十三兆四千百七十二億九千五百二十万八千円を、平成二十五年度から平成三十三年度にあつては三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度に応ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 表
(略)

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 平成十九年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 (略)

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2) 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項(同法第二百三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一時借入金の利子の繰入れの特例)

第五条 平成十九年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 (略)

(交付税及び譲与税配付金勘定における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

(新設)

規定により納付された反則金（同法第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るもの）を含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出するした額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 | 平成二十四年度においては、地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

（交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措

2 | 平成二十四年度においては、地方公共団体金融機関法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

（交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例）

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措

措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

（国債整理基金特別会計の歳出の特例）

第十二条 第四十条の規定によるほか、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。附則第二百三十一条及び第二百五十九条の五において「社会資本整備特別措置法」という。）第六条第一項の規定による国債整理基金特別会計から一般会計への繰入金は、その繰入れをした年度における国債整理基金特別会計の歳出とする。

置に関する法律による地方特例交付金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における同勘定の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は同勘定の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第二項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられた繰入金は、同勘定の歳入とする。

（国債整理基金特別会計の歳出の特例）

第十二条 第四十条の規定によるほか、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。附則第四十九条から二百三十一条までにおいて「社会資本整備特別措置法」という。）第六条第一項の規定による国債整理基金特別会計から一般会計への繰入金及び附則第五十条の二第一項の規定による国債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金は、その繰入れをした年度における国債整理基金特別会計の歳出とする。

(財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例)

第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条
第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税
特別会計への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出
とする。

第十四条 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号。以下この条及び附則第十七条において「石油公団法等廃止法」という。）附則第十条第二項（石油公団法等廃止法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号。附則第十八条において「旧石油特別会計法」という。）に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（附則第十七条において「旧石油特別会計」という。）において承継した債務であつて、附則第二百五十五条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するものの償還に関する政府の経理を同勘定で行う場合における第十六条、第十七条並びに第八十八条第一項第二号ヲ及ぶ力の規定の適用については、第十六条中「並びに融通証券の発行及び償還」とあるのは、「融通証券の発行及び償還並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第十条第二項（同法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十

(財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例)

第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条
第二項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税
及び譲与税配付金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投
資勘定の歳出とする。

第十四条 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号。以下この条及び附則第十七条において「石油公団法等廃止法」という。）附則第十条第二項（石油公団法等廃止法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号。附則第十八条において「旧石油特別会計法」という。）に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（附則第十七条において「旧石油特別会計」という。）において承継した債務であつて、附則第二百五十五条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するものの償還に関する政府の経理を同勘定で行う場合における第十六条、第十七条並びに第八十八条第一項第二号ヲ及ぶ力の規定の適用については、第十六条中「並びに融通証券の発行及び償還」とあるのは、「融通証券の発行及び償還並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第十条第二項（同法附則第十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附則第六十六条第二十七号の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十

二号)に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継した債務であつて、附則第二百五十五条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するもの(以下「承継債務」という。)の償還」と、第十七条第一項中「借入金の」とあるのは「借入金及び承継債務の」と、「及び償還」とあるのは「及び償還並びに承継債務の償還」と、第八十八条第一項第二号ヲ中「証券」とあるのは「証券及び承継債務」と、同号力中「カ中「償還」とあるのは「償還並びに承継債務の償還」とする。

(年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理)

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第二百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第二百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第二百十一条第二項第二号及び第六項第二号イ、第二百十三条第一項及び第四項並びに第二百二十条第二項第一号の規定の適用については、第二百十一条第二項第二号中「二 附屬諸費」とあるのは「二 特別障害給付金給付費」と、同条第六項第二号イ本附屬諸費」と、同条第六項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務及び特別障害給付金」と、第二百十三条第一項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第二百六十六号。第四項及び第二百二十条第二項第一号において「特別障害給付金法」という。)第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第四項中「及び船

二号)に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継した債務であつて、附則第二百五十五条第三項の規定によりエネルギー需給勘定に帰属するもの(以下「承継債務」という。)の償還」と、第十七条第一項中「借入金の」とあるのは「借入金及び承継債務の」と、「及び償還」とあるのは「及び償還並びに承継債務の償還」と、第八十八条第一項第二号ヲ中「証券」とあるのは「証券及び承継債務」と、同号力中「カ中「償還」とあるのは「償還並びに承継債務の償還」とする。

(年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理)

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第二百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第二百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第二百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第二百十三条第三項及び第五項並びに第二百二十条第二項第三号の規定の適用については、第二百十一条第四項第二号中「ロ 附屬諸費」とあるのは「ロ 特別障害給付金給付費」と、同条第七項第二号イハ附屬諸費」と、同条第七項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務及び特別障害給付金」と、第二百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第二百六十六号。第五項及び第二百二十条第二項第三号において「特別障害給付金法」という。)第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び船

員保険法」とあるのは「船員保険法」と、「船員保険に関するもの」である。政府又は日本年金機構が行う業務に係るものとあるのは「船員保険に関する事務の執行に要する費用」と、第百二十条第二項第一号中「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第一項又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

員保険法」とあるのは「船員保険法」と、「船員保険に関するもの」とあるのは「船員保険に関する事務の執行に要する費用」と、第百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(健康勘定における借入金の特例)

第三十条 (略)

2 前項の規定により借入金をする場合には、第一百十一条第四項の規定によるほか、借入金は、健康勘定の歳入とする。

3 (略)

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第三十一条 (略)

2 前項の規定により一般会計から健康勘定に繰り入れる場合には、第一百十一条第四項の規定によるほか、借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二 児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一号)附則第四条から第六条までの規定によりな
お従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前
の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当

(健康勘定における借入金の特例)

第三十条 (略)

2 前項の規定により借入金をする場合には、第一百十一条第五項の規定によるほか、借入金は、健康勘定の歳入とする。

3 (略)

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第三十一条 (略)

2 前項の規定により一般会計から健康勘定に繰り入れる場合には、第一百十一条第五項の規定によるほか、借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

(年金特別会計における児童手当に関する経理)

第三十一条の二 児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一号)附則第四条から第六条までの規定によりな
お従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前
の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当

に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第五項及び第六項、第百十二条、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十二条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び児童手当法」の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）による児童手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第五項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第一項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び児童手当法」の一部を改正する法律附則第六条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び児童手当交付金」と、同号二中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び児童手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第六項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「徵収」とあるのは「徵収及び児童手当法」の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例による

に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十二条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び児童手当法」の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）による児童手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第一項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び児童手当法」の一部を改正する法律附則第六条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び児童手当交付金」と、同号二中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び児童手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徵収」とあるのは「徵収及び児童手当法」の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例による

こととされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第三項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費」と、同条第二項中「子ども育成事業費及び児童育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」

こととされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項に規定する児童手当の支給に要する費用並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第四項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び児童手当法の一部を改正する法律附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費」と、同条第二項中「子ども育成事業費及び児童育成事業費」とあるのは「児童手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」

とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第二項第三号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「第八項並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項」と、第一百二十二条並びに第一百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第一百八条、第一百十条、第一百一条第五項及び第六項、第一百十二条、第一百十三条第三項、第一百十四条第八項、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第二項、第一百二十二条並びに第一百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第一百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百十一条第五項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用さ

とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第二項第四号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「第八項並びに児童手当法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第十八条第一項、第二項及び第四項」と、第一百二十二条並びに第一百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第一百八条、第一百十条、第一百一条第六項及び第七項、第一百十二条、第一百十三条第四項、第一百十四条第八項、第一百十八条、第一百十九条、第一百二十条第二項、第一百二十二条並びに第一百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第一百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）による子ども手当」と、第一百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百十一条第六項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用さ

れる児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第六項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第三項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「

れる児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第三項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「

「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費」と、「子ども手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十一条第二項第三号中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとさる法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとさ

「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」と、「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子ども手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとさる法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第百二十一條並びに第百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」とする。

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第五項及び第六項、第百十二条、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一條並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第五項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の經理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一條並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる子どものための手当」とあるのは「よる子どものための手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第五項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる

者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第六項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第三項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおそ

者からの拠出金」と、同項第二号イ中「子どものための手当交付金」とあるのは「子どものための手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「子どものための手当」とあるのは「子どものための手当及び子ども手当」と、同号ホ中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第七項第一号ホ中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三条第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費」、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費」とあるのは「子どものための手当勘定」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「第八項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第百二十一

の効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十八条の見出し中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費」、同条第二項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子ども手当交付金並びに子ども育成事業費及び児童育成事業費」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「子ども育成事業費」とあるのは「子どものための手当勘定」と、「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第八項」とあるのは「第八項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第百二十一

条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により特別事業に関する經理を年金特別会計において行う場合には、第百十一条第六項の規定によるほか、特別保健福祉事業資金からの受入金及び特別事業に係る附属雑収入は業務勘定の歳入とし、特別保健福祉事業資金への繰入金、特別事業に要する経費及び一般会計への繰入金は業務勘定の歳出とする。

第四十条 削除

(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等)

4 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、第百十一条第七項の規定によるほか、特別保健福祉事業資金からの受入金及び特別事業に係る附属雑収入は業務勘定の歳入とし、特別保健福祉事業資金への繰入金、特別事業に要する経費及び一般会計への繰入金は業務勘定の歳出とする。

第四十条 附則

2 | 第二百二十四条第三項の規定による調整勘定の積立金は、農地等の買取代金（第百二十七条第一項第二号イに規定する農地等の買取代金をいう。）及び第百二十四条第二項第二号の財政上の措置に要する費用（貸付金を含む。）の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定めるところにより、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

3 | 第二百七十七条第六項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。

3 | 第十五条第五項の規定にかかわらず、調整勘定において、支払上現金に不足がある場合には、第一項の積立金に属する現金

条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「子どものための手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、第百十一条第七項の規定によるほか、特別保健福祉事業資金からの受入金及び特別事業に係る附属雑収入は業務勘定の歳入とし、特別保健福祉事業資金への繰入金、特別事業に要する経費及び一般会計への繰入金は業務勘定の歳出とする。

第四十条 附則

2 | 第二百二十四条第三項の規定による調整勘定の積立金は、農地等の買取代金（第百二十七条第一項第二号イに規定する農地等の買取代金をいう。）及び第百二十四条第二項第二号の財政上の措置に要する費用（貸付金を含む。）の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定めるところにより、同勘定の歳入に繰り入れができる。

3 | 第二百七十七条第六項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。

3 | 第十五条第五項の規定にかかわらず、調整勘定において、支

を繰り替えて使用することができる。この場合において、農林水産大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

- 4 | 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳出の特例)

第四十一条 当分の間、第一百二十七条第三項の規定によるほか、農業災害補償法第百五十条の三第一項の交付金は、農業共済再保険勘定の歳出とする。

(食料安定供給特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等)

第四十二条 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、当分の間、第一百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において行うものとする。

2 | 前項の規定により同項に規定する経理を漁船再保険勘定において行う場合における第一百二十七条第四項及び第六項、第一百二十九条第四項、第一百三十四条第一項並びに第一百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、第一百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業（附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。以下この節において同じ。）」と、同号

第四十二条から第四十五条まで 削除

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等)

第四十六条 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業（以下この条において「漁船乗組員給与保険再保険事業」という。）に関する経理は、当分の間、第一百七十二条第一項の規定にかかわらず、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において行うものとする。

2 | 前項の規定により漁船乗組員給与保険再保険事業に関する経理を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計において行う場合においては、同会計は、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、

中「へ 附属雑収入」とあるのは「へ 漁船乗組員給与保険法」
ト 附属雑収入

(昭和二十七年法律第二百十二号) 第二十九条の規定による納

付金」と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保險事業」とあるの

は「漁船再保險事業及び漁船乗組員給与保険再保險事業」と、

同条第六項第二号イ中「漁船再保險事業」とあるのは「漁船再

保険事業、漁船乗組員給与保険再保險事業」と、第一百一十九条

第四項第一号、第一百三十四条第一項第三号並びに第一百三十六条

第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保險事業」とあるの

は「漁船再保險事業及び漁船乗組員給与保険再保險事業」とす

る。

第四十三条から第四十六条まで 削除

漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分する。

3 |

一歳入 漁船乗組員給与保険再保險事業の再保險料
りとする。

イ 漁船乗組員給与保険法第二十九条の規定による納付金
ロ 積立金から生ずる収入

ハ 借入金

二歳出 漁船乗組員給与保険法第二十九条の規定による納付金
ホ 附属雑収入

イ 漁船乗組員給与保険再保險事業の再保險金
ロ 漁船乗組員給与保険再保險事業の再保險料の還付金

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 一時借入金の利子

ホ 附属諸費

4 |

第一項の規定により漁船乗組員給与保険再保險事業の経理を

漁船再保險及び漁業共済保険特別会計において行う場合における

第一百七十五条第四項第二号イ、第一百七十七条第三項第一号、

第一百七十八条、第一百八十一条及び第一百八十二条の規定の適用につ

いては、第一百七十五条第四項第二号イ中「及び」とあるのは「、漁船乗組員給与保険再保險事業(附則第四十六条第一項に規定する漁船乗組員給与保険再保險事業をいう。以下この節において同じ。)及び」と、第一百七十七条第三項第一号中「及び」とあるのは「、漁船乗組員給与保険再保險事業及び」と、第一百

七八八条第一項中「又は」とあるのは「、漁船乗組員給与保険

勘定又は」と、「二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保險事業の再保險金及び再保險料の還付金並びに借入金の償還金及び利子」とあるのは「二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保險事業の再保險金及び再保險料の還付金並びに借入金の償還金及び利員給与保険再保險事業の再保險金及び再保險料の還付金並びに

子」
「借入金の償還金及び利子」と、同条第二項中「又は」とあるの

は「、漁船乗組員給与保険勘定又は」と、第百八十一条第一項中「二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保險事業の再保險金及び

再保險料の還付金に充てるために必要な経費」とあるのは「二

「漁船特殊保険勘定 特殊保険再保險事業の再保險金及び再保
の二 漁船乗組員給与保険勘定 漁船乗組員給与保険再保險事
險料の還付金に充てるために必要な経費

業の再保險金及び再保險料の還付金に充てるために必要な経費

「と、同条第二項中「二 漁船特殊保険勘定 特殊保険再保

事業の再保険料をもつて当該年度における特殊保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

「とあるのは、〔二〕漁船特殊保険勘定 特殊保険再保険事業の〔二〕の二 漁船乗組員給与保険勘定 漁船乗組員

再保険料をもつて当該年度における特殊保険再保険事業の再保
給与保険再保険事業の再保険料をもつて当該年度における漁船

險金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額
乗組員給与保険再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を

支弁するのに不足する金額」と、第一百八十五条中「又は」とあ
る

るの、「漁船乗組員給与保険勘定又は」とする。

(社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入及び歳出の特例
等)

第四十九条から第五十四条まで

削除

第四十九条 河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条
第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、
独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水
資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水
公団法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、
独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法

(昭和二十九年法律第百十九号)附則第一項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け(旧水公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては旧水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業(治水関係災害復旧事業関係事業(第百九十八条第二項に規定する治水関係災害復旧事業関係事業をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)で旧水公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに、地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては第百九十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事業(治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。)に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。)に関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、治水勘定において行うものとする。

2

前項の規定により同項に規定する経理を治水勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第一項及び第二百三条第一項の規定の適用については、第二百一条第一項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三十三条第一項若しくは附則第四十九条第六項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ヘ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則

第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項
、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第九条第一項若しくは第十一条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第二号ハ中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第一項又は附則第四十九条第三項から第五項まで若しくは第七項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第一項中「治水事業に要する費用」とあるのは「治水事業に要する費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費、同項第三号」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」、第一百九十八条第七項第三号」とする。

3 治水勘定において河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、

独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 | 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における河川法附則第三項若しくは第四項、砂防法第五十条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れを行つた場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第七項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6

第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定に繰り入れるものとする。

7 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合は、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（道路整備勘定の歳入及び歳出の特例等）

第五十条 道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けについては第

、道路の整備（第一百九十八条第三項に規定する道路の整備をいう。以下同じ。）に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、当分の間、第一百九十八条第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

2) 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第二項及び第二百三条第二項の規定の適用については、第二百一条第二項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第二項若しくは附則第五十条第四項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。第二百三条第二項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般

会計からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第七十二条第一項、道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二条）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項」と、同項第二号ロ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第二項又は附則第五十条第三項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金及び道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による補

助金又は負担金」と、第二百三条第二項中「道路整備事業」とあるのは「道路整備事業（道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特別措置法第七条第二項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるものを除く。）」とする。

3 | 道路整備勘定において道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還（返還を含む。以下この項において

同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 | 第六条の規定にかかわらず、道路法附則第七項若しくは第八項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第八項の規定による国の補助又は負担を行う場合は、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

5 | 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路法附則第三項若しくは第四項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付

金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰入れを行つた場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 | 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から道路整備勘定に繰り入れるものとする。

8 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるもの（当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

9 | 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項の規

定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項及び第一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

10| 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

11| 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第二項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第九十八条第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

12| 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

13| 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第九十八条第一項並びに第一項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、道路整備勘定において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する經理を道路整備勘定において行う場合における第二百一条第二項第一号トの規定の適用については、同号ト中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十二条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十二条第一項若しくは第十三条の四第一項又は日本道路公團等民営化關係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

第五十条の二 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、道路の整備の財源のために発行された公債の償還の財源に充てるため第四十二条第五項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れをする場合には、当該繰入れをする金額を限度として、各年度における国債の償還その他国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の貸付けに要する費用の財源に充てるため、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをすることができる。この場合において、当該繰入れをすることができる金額の合計額は、五千億円を限度とする。

2) 前項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰入れをした場合においては、後日、その金額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、

同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

3 | 道路整備勘定において道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 | 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 | 第二百一条第二項の規定によるほか、第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金の償還金は、それぞれその繰入れをした年度又はその償還を受けた年度における同勘定の歳入とし、第二項の規定により同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金はその繰入れをした年度における同勘定の歳出とする。

6 | 第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れを行う場合における第二百三条第二項の規定の適用に

については、同項中「道路整備事業」とあるのは、「道路整備事業（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第三項に規定する地方道路整備臨時貸付金の貸付けを除く。）」とする。

（港湾勘定の歳入及び歳出の特例等）

第五十一条 当分の間、第二百一条第三項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾勘定の歳入とする。

2| 港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、港湾勘定において行うものとする。

3| 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項の規定の適用については、第二百一条第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第三項若しくは附則第五十二条第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）。第二百三条第三項において「社会資本整備特別措置法」という。」第二百七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金

「と、同号亦中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同項第一号ニ中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第五条第一項」と、同号亦中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五十三条第三項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三十三条第三項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

4| 港湾勘定において港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れを行つた場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 | 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾勘定に繰り入れるものとする。

8 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から港湾勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの

繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

(社会資本整備事業特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第五十一条 社会資本整備事業特別会計に所属する国有財産で、空港（第百九十八条第五項に規定する空港をいう。以下同じ。）における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

- 2 次に掲げる場合には、当分の間、社会資本整備事業特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。
- 一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合
 - 二 前項の規定により社会資本整備事業特別会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなったものその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、社会資本整備事業特別会計に所管換又は所属替をする場合
 - 三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定

める場合において、社会資本整備事業特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、社会資本整備事業特別会計において使用させるとき。

五 空港整備勘定に所属する株式で社会資本整備事業特別会計において保有する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

3 | 社会資本整備事業特別会計と一般会計との間において、第一項の規定により所管換又は所属替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。

(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第五十三条 当分の間、第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額(当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額(以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」という。)が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の三分の十一に相当する金額(第二号において「航空機燃料税の収入額の決算額」という。)を超える場合は、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額)に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額

二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額の予算額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2| 当分の間、第二百一条第四項の規定によるほか、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機（短い離着陸距離で発着することができる政令で定める特別の性能を有するものに限る。）の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備勘定の歳出とする。

3| 空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における第二百一条第四項及び第二百三条第四項の規定の適用については、第二百一条第四項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第四項若しくは附則第五十三条第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二百三条第四項において「社会資本整備特別措置法」という。」第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公用飛行場周辺における航空機

騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項「と、同項第二号ホ中「一般会計への繰入金」とあるのは「第二百五条第四項又は附則第五十三条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第四項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰入れを行つた場合においては、当該繰入

金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるもの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（業務勘定の歳入及び歳出の特例等）

第五十四条 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第一百九十八条第一項の規定にかかわらず、社会資本整備事業特別会計の業務勘定（以下この条において「業務勘定」という。）において行うものとする。

2) 前項の規定により同項に規定する経理を業務勘定において行う場合における第二百一条第五項及び第二百三条第五項の規定の適用については、第二百一条第五項第一号亦中「都市開発資

「金の貸付け」とあるのは「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付け」と、同号へ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第二百三条第五項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金」と、同項第二号亦及びト中「都市開発資金の貸付け」とあるのは「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付け」である。この「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付け」と、同号チ中「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子並びに附則第五十四条第三項又は第四項の規定による一般会計への繰入金」と、第二百三条第五項中「都市開発資金の貸付け」とあるのは「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第三項又は第六項の規定による無利子の貸付け」とする。

3 | 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項又は第三項の規定による無利子の貸付金の償還を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金に相当する金額を、業務勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 | 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から業務勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項又は第三項の規定による無利子の貸付金の合計額を超える場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額

から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに業務勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 | 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第百九十八条第一項及び第一項の規定にかかわらず、業務勘定において行うものとする。

6 | 前項の規定により同項に規定する経理を業務勘定において行う場合における第二百一条第五項及び第二百三条第五項の規定の適用については、これらの規定中「都市開発資金の貸付け」とあるのは、「都市開発資金の貸付け及び都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付け」とする。

(特定国有財産整備特別会計における一時借入金の借換え)

第一百七十八条 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 (略)

(国有林野事業債務管理特別会計における一時借入金の借換え)

第一百六条の七 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 (略)

(特定国有財産整備特別会計における一時借入金の借換え)

第一百七十八条 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 (略)

(国有林野事業債務管理特別会計における一時借入金の借換え)

第一百六条の七 (略)

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 (略)

第二百三十二条 (略)

2 前項の規定により未完了借入事業の工事に関する経理を食料安定供給特別会計において行う場合においては、第百二十六条の規定にかかわらず、同会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定に区分する。

3 13 (略)

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等)

第二百五十九条の三 空港整備事業等に関する経理は、平成二十

五年度から借入金償還完了年度（空港整備事業に要する費用に充てられた借入金で平成二十四年度の末日においてその償還が完了していないものの償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五十九条の六において同じ。）の末日までの間、第二百十条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかるらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

2 この条において「空港整備事業」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この条から附則第二百五十九条の五までにおいて「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行う

第二百三十二条 (略)

2 前項の規定により未完了借入事業の工事に関する経理を食料安定供給特別会計において行う場合においては、第百二十六条の規定にかかわらず、同会計は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定、調整勘定及び国営土地改良事業勘定に区分する。

3 13 (略)

(新設)

ものをいう。

3 この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び

次に掲げる事務又は事業をいう。

一 國土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第百二十五条の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に從事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この条において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営

二 航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下この条において「飛行検査業務等」という。）で國土交通大臣が行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で國土交通大臣が施行するもの（以下この条において「空港関係工事」という。）

ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で國土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この条において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等で國土交通大臣が委託に基づき行うもの（以下この条において「空港関係受託業務」という。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所（國土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所で空港に所在するものをい

う。以下この条において同じ。)の所掌する事務(以下の条において「地方航空局事務所所掌事務」という。)

4 第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定、自動車事故対策勘定及び空港整備勘定に区分する。

5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入

イ 国の空港(地方航空局の事務所が設置されているものに限る。)の使用料収入

ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項(同法第九条第二項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第一項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は附則第三条第一項の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金

ト ハ ホ ニ ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ 借入金

ト ハ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金
ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条
、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的

7	6	<p>な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金</p> <p>チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金</p> <p>リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）</p> <p>ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入</p> <p>ル 附属雑収入</p>
		二 歳 出
		<p>イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県における事業及び工事に関する事務費であつて北海道開発局又は沖縄総合事務局に係るもの並びに政令で定める空港における事業及び工事に関する事務費であつて地方整備局に係るものを除く。）</p> <p>ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所掌事務に要する費用</p>
		<p>ハ 借入金の償還金及び利子</p> <p>ニ 一時借入金の利子</p> <p>ホ 附属諸費</p>
		<p>第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。</p>
		空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港

整備事業に要する費用とする。

8 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

9 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。

(自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第二百五十九条の四 自動車安全特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、自動車安全特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。
一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合
二 前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなつたものその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものに

(新設)

ついて、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計に所管換又は所属替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、自動車安全特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計において使用させるとき。

五 空港整備勘定に所属する株式で自動車安全特別会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

3 | 自動車安全特別会計と一般会計との間において、第一項の規定により所管換又は所属替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。

(空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等)

第二百五十九条の五 当分の間、第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額（当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額（以下この項において「航空機燃料税の収入額の予算額」という。）が、同年度の航空機燃料税の収入額の決算額の十三分の十一に相当する金額（第二号において「航空機燃料税の収入額の決算額」という。）を超える場合は、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額）に相当する金額を予算で定めるところにより、一般会計から空港整備勘定に繰

(新設)

り入れるものとする。

- 一 当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額
- 二 当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入額の予算額が当該前々年度の航空機燃料税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

3 | 当分の間、附則第二百五十九条の三第五項の規定によるほか、離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、国が当該離島への旅客の運送の用に供される飛行機（短い離着陸距離で発着することができる政令で定める特別の性能を有するものに限る。）の購入に要する費用の一部を補助する場合における当該補助金は、空港整備勘定の歳出とする。

空港法附則第七条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は社会資本整備特別措置法第七条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第七条第一項から第四項まで、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年

法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二

条第一項」と、同項第一号中「ホ 附属諸費」とあるのは「ホ

附則第二百五十九条の五第四項から第六項まで又は第八項の附屬諸費

規定による一般会計への繰入金」と、附則第二百五十九条の三

第七項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過

額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額しなお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰入れを行つた場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

7 | 第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

8 | 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

（空港整備勘定の廃止に伴う経過措置）

第二百五十九条の六 空港整備勘定の借入金償還完了年度の収入及び支出並びに借入金償還完了年度以前の年度の決算に關して

（新設）

は、なお従前の例による。この場合において、空港整備勘定の

借入金償還完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 空港整備勘定の借入金償還完了年度の末日において、空港整備勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）【附則第十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
第十二条	（略）	（略）
②・③		
④ 第一項又は第二項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。		
第十三条	（略）	（略）
② 前項の規定により組合等（第五十三条の二第四項の特定組合を除く。以下この項において同じ。）に交付すべき交付金は、組合等に交付するのに代えて、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てるため、当該農業共済組合連合会にこれを交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。	② 前項の規定により組合等（第五十三条の二第四項の特定組合を除く。以下この項において同じ。）に交付すべき交付金は、組合等に交付するのに代えて、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てるため、当該農業共済組合連合会にこれを交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、農業共済再保険特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。	
③ 第一項の規定により第五十三条の二第四項の特定組合に交付すべき交付金は、当該特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合が支払うべき保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の保険料収入にこれを計上することができる。	③ 第一項の規定により第五十三条の二第四項の特定組合に交付すべき交付金は、当該特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合が支払うべき保険料の全部又は一部に充てて、農業共済再保険特別会計の保険料収入にこれを計上することができる。	
附 則		

第一百五十条の三　（略）

第一百五十条の三　（略）

②（略）

③ 第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

②（略）

③ 第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和一十五年法律第六十二号）【附則第十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（各特別会計からの繰入れ）

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融資特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、森林保険特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

現 行

（各特別会計からの繰入れ）

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し國家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融資特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）【附則第十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
2 (略)	<p>（平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算）</p> <p>第四条の三 平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。</p>	<p>（平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算）</p> <p>第四条の三 平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。</p>

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）【附則第十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
26 1 ～ 25 (略)	附 則	
26 1 ～ 25 (略)	附 則	
26 附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社については、同項の規定による指定を第四十三条の十一第一項の規定による指定と、当該特例港湾運営会社を同項の規定による指定を受けた港湾運営会社と、特定埠頭群を埠頭群とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第四十三条の十三第二項中「第四十三条の十一第一項」とあるのは、「附則第二十項」とする。	附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社については、同項の規定による指定を第四十三条の十一第一項の規定による指定と、当該特例港湾運営会社を同項の規定による指定を受けた港湾運営会社と、特定埠頭群を埠頭群とそれぞれみなして、この法律及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の規定を適用する。この場合において、第四十三条の十三第二項中「第四十三条の十一第一項」とあるのは、「附則第二十項」とする。	
27 1 ～ 31 (略)		

○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）【附則第十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（保険料の負担） 第一百三十九条（略） 2・3（略）	（保険料の負担） 第一百三十九条（略） 2・3（略）	（保険料の負担） 第一百三十九条（略） 2・3（略）
4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。	4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。	4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。
第一百四十条（略） 2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上することができる。	第一百四十条（略） 2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。	第一百四十条（略） 2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。
（漁業協同組合事務費交付金の補助） 第一百四十二条（略） 2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。	（漁業協同組合事務費交付金の補助） 第一百四十二条（略） 2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。	（漁業協同組合事務費交付金の補助） 第一百四十二条（略） 2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

(特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ)

第一百四十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から~~食料安定供給特別会計~~に繰り入れるものとする。

(特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ)

第一百四十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から~~漁船再保険及び漁業共済保険特別会計~~に繰り入れるものとする。

○ 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）【附則第十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	（剩余金の納付）	（剩余金の納付）
第二十九条	組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剩余金を食料安定供給特別会計に納付しなければならない。	組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剩余金を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に納付しなければならない。
（再保險金の前渡等）	（再保險金の前渡等）	（再保險金の前渡等）
第三十三条	（略）	（略）
2	政府は、再保險金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、食料安定供給特別会計に基金を設けることができる。	政府は、再保險金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に基金を設けることができる。

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）【附則第十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（共済掛金及び事務費の補助等） （略）	（共済掛金及び事務費の補助等） （略）	（共済掛金及び事務費の補助等） （略）
2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。	2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。	2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。
3・4 （略）	3・4 （略）	3・4 （略）
（共済掛金に係る補助金の交付の方法） （略）	（共済掛金に係る補助金の交付の方法） （略）	（共済掛金に係る補助金の交付の方法） （略）
2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の保険料収入に計上することができる。	2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができる。	2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができる。
（漁業共済保険事業に関する事務費の繰入れ） （略）	（漁業共済保険事業に関する事務費の繰入れ） （略）	（漁業共済保険事業に関する事務費の繰入れ） （略）
第百九十六条の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れるものとする。	第百九十六条の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。	第百九十六条の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。

○ 道路法施行法（昭和二十七年法律第百八十一号）

【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
(削る)	<p>第四条の二 道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定又は業務勘定の平成二十年度以後の年度の予算（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第五号の規定により設置する道路整備特別会計の平成十九年度の予算から繰り越したものと含む。）により支弁するものについては、新法第五十三条第一項中國費のみをもつてする施行にかかる部分の規定は、適用しない。</p>

○ 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（特別会計に関する法律の適用）</p> <p>第九条 第五条第二項の規定により発行する基金通貨代用証券については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>（特別会計に関する法律の適用）</p> <p>第九条 第五条第二項の規定により発行する基金通貨代用証券については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。</p>

○ 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）

【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（準用） <p>第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債並びに同法第六十二条第一項の規定により発行する外貨債について準用する。</p>	（準用） <p>第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債並びに同法第六十二条第一項の規定により発行する外貨債について準用する。</p>

○ 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（特例公債の償還のための起債の特例）

第六条 政府は、第二条第一項の規定及び次の各号に掲げる規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

一〇九 （略）

2 政府は、第二条第一項の規定及び前項各号に掲げる規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

現 行

（特例公債の償還のための起債の特例）

第六条 政府は、第二条第一項の規定及び次の各号に掲げる規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

一〇九 （略）

2 政府は、第二条第一項の規定及び前項各号に掲げる規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十年法律第八十四号）【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（特例公債の発行等）	（特例公債の発行等）	（特例公債の発行等）
第二条　（略）	第二条　（略）	第二条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）	2・3　（略）
4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。	4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。	4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。
5　政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。	5　政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。	5　政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

○ 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）【附則第二十一
条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5　政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条　（略）</p> <p>2・3　（略）</p> <p>4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5　政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>

○ 昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第五十一号）【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>

○ 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十三年法律第五十二号）【附則第二十一
条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>

○ 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成元年法律第四十二号）【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>5 政府は、第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>

○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（復興債等の償還）

第七十一条 復興債及び当該復興債に係る借換国債（特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。）については、平成四十九年度までの間に償還するものとする。

現 行

（復興債等の償還）

第七十一条 復興債及び当該復興債に係る借換国債（特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。）については、平成四十九年度までの間に償還するものとする。

○ 空港法（昭和二十一年法律第八十号）【附則第二十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
第二十九条　（略）	第二十九条　（略）	第二十九条　（略）
2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。	2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。	2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。
3 （略）	3 （略）	3 （略）

○ 海岸法（昭和二十一年法律第百一号）【附則第一二十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	現 行
4	1(3) (略)	附 則	
	(削る)		
5	4 (略) (国の無利子貸付け)	1(3) (略) (経過規定)	
	国は、当分の間、海岸管理者の属する地方公共団体に対し、 第二十七条第一項の規定により国がその費用について負担する 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で日本電信電話株式 会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特 別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備 特別措置法」という。）第六条第一項第四号に規定する特別事 業関係特別会計の負担において行うものについては、第二十九 条中國費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用し ないものとする。		
6	5 (略) (国の無利子貸付け)	4 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で社会 資本整備事業特別会計の業務勘定又は日本電信電話株式会社の 株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特 別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備 特別措置法」という。）第六条第一項第四号に規定する特別事 業関係特別会計の負担において行うものについては、第二十九 条中國費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用し ないものとする。	現 行

担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6|
8|
9|
10|
11|
12|
13|

6|
7|
8|
9|
10|
11|
12|
13|

7|
8|
9|
10|
11|
12|
13|

(略)

(略)

前項に定めるものほか、附則第五項及び第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第五項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

10| 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二十七条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11| 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二十七条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12| 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12| 地方公共団体が、附則第五項及び第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の

に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

前項に定めるものほか、附則第六項及び第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第六項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第六項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11| 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二十七条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12| 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13| 地方公共団体が、附則第六項及び第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の

規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（削る）

14 | 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
（運輸省設置法の一部改正）

15 | 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
（建設省設置法の一部改正）

16 | （地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の一部改正）
地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律（昭和三十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

（削る）

〔次のように略〕
〔次のように略〕

〔次のように略〕
〔次のように略〕

規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）

【附則第二十四条関係】

（傍線部分は改正部分）

現行	改正後	附則	削る
		第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を社会資本整備事業特別会計の治水勘定又は業務勘定において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。	附則

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則	(交通安全対策特別交付金)	
第十六条 (略)		
2 交付金の額は、第一百二十八条第一項（第一百三十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により納付された反則金（第一百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るもの）を含む。（以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という。）に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額（次項第一号及び附則第十八条第一項において「反則金收入相当額等」という。）から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。	2 交付金の額は、第一百二十八条第一項（第一百三十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により納付された反則金（第一百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るもの）を含む。（以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という。）に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額（附則第十八条第一項において「反則金收入相当額等」という。）から第一百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（附則第十八条第一項及び附則第十九条において「通告書送付費支出金相当額」という。）を控除した額とする。	
一 第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額		
二 第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用（次項第二号ロ及び附則第十九条において「通告書送付費」という。）に係る収入額に相当する額として政令で定めることにより算定した額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）		

三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

(新設)

3 每年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額を限度とする。）に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

一 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金の見込額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

(交付の時期及び交付時期ごとの交付額)

(交付の時期及び交付時期ごとの交付額)

第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月	<p>前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度とする。）を基礎として政令で定める額</p>

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月	<p>前年度の三月及び当該年度の四月から八月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からこれらの期間に係る通告書送付費支出金相当額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額</p> <p>当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額を限度とする。（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令</p> <p>当該年度の九月から二月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金相当額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額</p>

で定める額

2
(略)

(通告書送付費支出金の支出)

第十九条 国は、通告書送付費支出金として、各都道府県ごとの通告書送付費に係る支出額を考慮して政令で定めるところにより、通告書送付費支出金相当額を都道府県に支出する。

2
(略)

(通告書送付費支出金の支出)

第十九条 国は、通告書送付費支出金として、各都道府県ごとの第一百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る支出額を考慮して政令で定めるところにより、通告書送付費支出金相当額を都道府県に支出する。

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）【附則第二十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	（利率、償還方法等）	
2 11 （略）	<p>第二条 前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金の利率は、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。この場合において、同条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第八項の規定による貸付金の利率については、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮して定めなければならぬ。</p>	<p>第二条 前条第一項、第二項又は第八項の規定による貸付金に係るものとの利率は、当該貸付金を支弁するための社会資本整備事業特別会計の業務勘定（以下「業務勘定」という。）における借入金（当該貸付金の償還期間、据置期間若しくは償還方法（以下この項において「償還期間等」という。）が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁するため業務勘定において借入金をしない場合にあつては、当該貸付金を支弁するために業務勘定において当該貸付金と同一の償還期間等による借入れ（国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。）をしたとした場合における当該借入金）の利率を超える。）かつ、同条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第八項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。</p>
2 11 （略）		

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十二年法律第一号）【附則第二十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（一般会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>（一般会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剩余を生じた場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない</p>

○ 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十五年法律第三号）【附則第二十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 政府は、前項の規定による農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金については、後日、食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三十四条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 政府は、前項の規定による農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剩余を生じた場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百四十五条第三項において準用する同条第一項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>
<p>3 政府は、第一項の規定による漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律第百三十四条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>3 政府は、第一項の規定による漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律第百七八条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十六年法律第一号）【附則第三十条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（一般会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百三十四条第一項の規定にかかるらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならぬ。</u></p>	<p>（一般会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剩余を生じた場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第一百四十六条第一項の規定にかかるらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</u></p>

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和五十七年法律第二号）【附則第三十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1 (略)	1 (略)
2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、 <u>食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）</u> 第百三十四条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。	2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、 <u>農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剩余を生じた場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）</u> 第百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同一会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、 <u>同法第百四十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</u>

○ 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和六十三年法律第三号）【附則第三十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1 (略) <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>食料安定供給特別会計</u>の漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十四条第一項）の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	1 (略) <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>漁船再保険及び漁業共済保険特別会計</u>の漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十四条第一項）の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）【附則第三十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（定義）	（定義）	
第二条 （略）	第二条 （略）	
2・3 （略）	2・3 （略）	
4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。	4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。	
一〇四 （略）	一〇四 （略）	
五 畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他肥料とするための施設の整備に関する事業（地方公共団体が行うものに限る。）	五 畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他肥料とするための施設の整備に関する事業（地方公共団体が行うものに限る。）	
六 （略）	六 （略）	
七 河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第一百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。））をいう。第四条第四項及び第七条第二項において同じ。）に関する事業（次に掲げるものを除く。）のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）	七 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第一百九十八条第二項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）	
イ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事		

口 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号（同号イに係る部分に限る。）又は附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

八 （略）

（水道事業者等の要請等）

第四条 （略）

2・3

4 都道府県は、第一項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を対象水道原水の取水地点に係る河川を管理する河川管理者（河川法第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に対し通知するとともに、対象水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施の促進に関する意見を述べるものとする。

（水道事業者等の要請等）

第四条 （略）

2・3

4 都道府県は、第一項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、その旨を対象水道原水の取水地点に係る河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）をいう。第七条第二項において同じ。）を管理する河川管理者（同法第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に対し通知するとともに、対象水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施の促進に関する意見を述べるものとする。

○ 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（平成七年法律第七号）【附則第三十四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1 (略) <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>食料安定供給特別会計</u>の漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十四条第一項）の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	1 (略) <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>漁船再保険及び漁業共済保険特別会計</u>の漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二百三十四条第一項）の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）【附則第三十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則 (業務の特例)	附 則 (業務の特例)	附 則 (業務の特例)
第五条の二　(略)	第五条の二　(略)	第五条の二　(略)
13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号へ及び第一百四十四条第九項中「第十六条第三項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」とする。	13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第一百四十四条第九項中「第十六条第三項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」とする。	13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第一百四十四条第九項中「第十六条第三項」とあるのは「附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」とする。
14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律[第百十一条第六項]の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。	14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律[第百十一条第七項]の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。	14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律[第百十一条第七項]の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）【附則第三十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則	(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)	
第四十四条 国は、当分の間、機構に対し、機構が附則第十二条第一項の規定により行う旧地域公団法第十九条第一項第一号に掲げる業務並びに旧都市公団法第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。この場合において、都市開発資金の貸付けに関する法律第二条第二項中「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第四十四条」と、同条第十項中「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第四十四条第一項」と、同条第十項中「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は機構法附則第四十四条第一項」と、「同条第七項」とあるのは「同条第七項又は機構法附則第四十四条」とする。	第四十四条 国は、当分の間、機構に対し、機構が附則第十二条第一項の規定により行う旧地域公団法第十九条第一項第一号に掲げる業務並びに旧都市公団法第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。この場合において、都市開発資金の貸付けに関する法律第二条第二項中「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第四十四条第一項」と、同条第十項中「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は機構法附則第四十四条第一項」と、「同条第七項」とあるのは「同条第七項又は機構法附則第四十四条第一項」とする。	(削る)
2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二二十三号）第二百九十八条第六項の規定の適用については、同項中「第一条」とあるのは、「第一条及び独立行政法人都市再生機構法附則第四十条第一項」とする。	2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二二十三号）第二百九十八条第六項の規定の適用については、同項中「第一条」とあるのは、「第一条及び独立行政法人都市再生機構法附則第四十条第一項」とする。	

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）【附則第三十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
3 （略）	（国庫納付金） 第十五条（略）	（国庫納付金） 第十五条（略）
4 （略）	3 機構が第一項の規定による納付金を年金特別会計の厚生年金勘定に納付する場合には特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百十一条第三項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とし、同特別会計の国民年金勘定に納付する場合には同条第二項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とし、同特別会計の健康勘定に納付する場合には同条第四項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とする。	3 機構が第一項の規定による納付金を年金特別会計の厚生年金勘定に納付する場合には特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百十一条第三項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とし、同特別会計の国民年金勘定に納付する場合には同条第二項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とし、同特別会計の健康勘定に納付する場合には同条第五項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とする。

○ 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）【附則第三十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則	(外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	
第三条 (略)		
(削る)		
2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百九十八条第七項第十一号の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第二百一条第三項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二百三条第三項中「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項」とあるのは、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条」とする。		
3 旧外貿法第二条第三項の規定による貸付金の償還金は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入とする。		
4 この法律の施行の際現に存する旧外貿法第二条第一項の規定により神戸港につき指定された法人（以下この項において「神戸港指定法人」という。）については、附則第二十		

(削る)

一条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条の規定は、次条第四項の規定により神戸港指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

○ 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）

【附則第三十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

現行	改正後
附則 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	附則 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 (略)	第三十二条 (略)
2 新特会法第二十三条及び附則第十一條の規定によるほか、旧譲与税法の規定（附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）による地方道路譲与税の譲与金は、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出とする。	2 新特会法第二十三条及び附則第十一條の規定によるほか、旧譲与税法の規定（附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）による地方道路譲与税の譲与金は、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出とする。

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）

【附則第四十条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百条　（略）</p> <p>2 新特会法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、第四条の規定による改正前の地方道路税法の規定による地方道路税の収入は、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第百条　（略）</p> <p>2 新特会法第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、第四条の規定による改正前の地方道路税法の規定による地方道路税の収入は、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とする。</p>

○ 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）

【附則第四十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則	附 則	附 則
第三十九条 削除		
2 前項の規定により同項に規定する經理を農業經營基盤強化勘定において行う場合については、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第二百三十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第二百二十七条第一項から第二項までの規定の適用	（特別會計に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第三十九条 附則第三条、第五条、第六条第二項及び第六項並びに第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における買収、売渡し、譲与及び賃貸、附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定による買収、附則第八条第二項の規定により新農地法第四十六条の規定の例によることとされる売払い並びに附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第八十条の規定による売払い並びにこれらの附帯業務に関する經理は、特別會計に関する法律第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別會計において行うものとする。	
「八 農地等の管理及び売払 二 第百二十四条第二項第 ホ 農業改良資金助成法第		

については、同条第一項第二号中

ト ハ 青年等の就農促進のた
チ チ 業務勘定への繰入金
リ リ 調整勘定への繰入金
附属諸費

いその他の処分に要する費用

二号の財政上の措置に要する費用（貸付金を含む。）

三条の規定による都道府県に対する貸付金

めの資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第一項の規定

「ハ 農地等の管
ニ 他の会計へ
ホ 第百二十四

による都道府県に対する貸付金 とあるのは

理及び売払いその他の処分に要する費用
の繰入金

」

ヌ リ チ ド ハ 農業改良資
リ チ 業務勘定へ 青年等の就
調整勘定へ 附属諸費

条第二項第二号の財政上の措置に要する費用（貸付金を含む。）

金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金

農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第

の繰入金

一項の規定による都道府県に対する貸付金

と、同条第二項中

「同項第二号ホ」とあるのは「同項第二号ヘ」と、同条第三項中
「同項第二号ヘ」とあるのは「同項第二号ト」とする。

○ 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第二十号）【附則第四十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

		現 行	改 正 後
	附 則 (経過措置)		附 則 (経過措置)
イ 道路の修繕に関する法律第二条第三項	第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。	第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。	
一 (略)	二 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）	二 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）	
イ 道路の修繕に関する法律第二条第三項			

口 共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項
ハ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項

項
(削る)

三 (略)

口 共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項
ハ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項

項
(削る)

三 (略)

ニ 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二百一条第二項

○ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第一一三号）【附則
第四十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

附 則	改 正 後	現 行
<p>第八条 削除</p> <p>第八条 附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金（同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。）に関する經理は、特別会計に関する法律第百二十四条第一項の規定にかかるらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「へ」附屬雑収入」とあるのは、「へ」農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金（同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合に</p>		

における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。)

とする。

○ 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）【附則第四十四条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
第三条 （略）	附 則 (第二条の規定による改正に伴う経過措置)	附 則 (第二条の規定による改正に伴う経過措置)
2 ～ 8 （略） (削る)		
9 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる第二条 による改正前の法第五十五条の八第一項の国の貸付けについて は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百 九十八条第七項第十三号の国の貸付けとみなして同法の規定を 適用する。この場合において、同法第二百一条第三項第一号ニ 及び第二号ニ並びに第二百三条第三項中「第五十五条の八第一 項」とあるのは、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則 第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる 同法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八第一項 」とする。		

○ 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十号）【附則第
四十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 後	附 則
		この法律は、公布の日から施行する。 (削る)
		1 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 2 政府は、第一条の規定による改正後の國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により國際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による三十八億三千五百九十八万特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）【附則第四十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	<p>（一般会計から食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例）</p> <p>第三十四条 政府は、東日本大震災による食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定における普通保険等再保険事業（特別会計に於ける法律（平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」という。）第一百二十四条第五項に規定する普通保険等再保険事業をいう。）に係る再保険金及び漁業共済保険勘定における漁業共済保険事業（漁業災害補償法（昭和三十九年法律五百八十八号）第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。）に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、特別会計法第一百一十九条第四項及び第五項の規定にかかるわらず、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定にそれぞれ繰り入れることができる。</p>	<p>（一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例）</p> <p>第三十四条 政府は、東日本大震災による漁船普通保険勘定における普通保険等再保険事業（特別会計に於ける法律（平成十九年法律第二十三号。以下この条及び次条において「特別会計法」という。）第一百七十二条第二項に規定する普通保険等再保険事業をいう。次条において同じ。）に係る再保険金及び漁業共済保険勘定における漁業共済保険事業（漁業災害補償法（昭和三十九年法律五百八十八号）第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。）に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、特別会計法第一百一十九条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定にそれぞれ繰り入れることができる。</p>
2	<p>政府は、前項の規定による繰入金については、後日、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計法第一百三十四条第一項の規定にかかるわらず、当該繰入金に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定又は漁業共済保険勘定において決算上の剩余を生じた場合には、特別会計法第一百七十八条第一項の規定にかかるわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>

第三十五条

削除

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第三十五条 政府は、東日本大震災による漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における普通保険等再保険事業に係る平成二十三年度の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における特別会計法第百七十八条第一項第一号の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）【附則第四十七条
関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
附 則 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第三十三条 旧関西空港会社法第七条の四第二項又は第十条の規定による政府の貸付金については、第十四条の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律附則第二百五十九条の三第五項の規定を適用する。	附 則 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第三十三条 旧関西空港会社法第七条の四第二項又は第十条の規定による政府の貸付金については、第十四条の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律第二百一条第四項の規定を適用する。

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）【附則第四十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
附 則	附 則	附 則
（特別会計に関する法律の一部改正）	（特別会計に関する法律の一部改正）	（特別会計に関する法律の一部改正）
第九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。	第九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。	第九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
第一百一条第三項第一号ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。	第一百一条第三項第一号ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。	第一百一条第三項第一号ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。
ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第三項の規定による納付金	ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第三項の規定による納付金	ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第三項の規定による納付金
第一百一条第四項第一号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。	第一百一条第五項第一号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。	第一百一条第五項第一号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。
ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金	ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金	ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金
第一百一条第六項第一号ヘ中「第十六条第三項」の下に「及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を加える。	第一百一条第七項第一号ヘ中「第十六条第三項」の下に「及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を加える。	第一百一条第七項第一号ヘ中「第十六条第三項」の下に「及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を加える。
（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）	（新設）	
第九条の二 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。		
附則第五条の二第十三項中「同条第六項第一号ヘ及び」を「同条第六項第一号ヘ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条		

「第三項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第三項」と、同法に改める。

○ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十
三号）【附則第四十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
附 則 (航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置) 第十二条 (略)	附 則 (航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置) 第十二条 (略)
3 平成二十五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。	3 平成二十五年度における特別会計に関する法律附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。